

「2027年国際園芸博覧会」 大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会のご案内

■大規模小売店舗立地法及び説明会開催の趣旨

この法律は、大規模小売店舗が新たに立地する場合に、周辺地域の生活環境への影響が適切に配慮されるよう、建物設置者に対して求めるものです。

このたび、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」は、大規模小売店舗立地法に基づき、その届出内容を説明させていただくため、下記の日程にて説明会を開催いたします。

「2027年国際園芸博覧会」については、会場予定地内の小売店舗合計面積が1,000㎡を超えるため大規模小売店舗立地法の届出対象となります。届出日から2カ月以内に説明会を開催することが定められておりますので、地元説明会を下記のとおり開催いたします。なお、本説明会は法律の趣旨に則り周辺地域の生活環境への影響評価等に関する説明となります。出展者やテナントの詳細、イベント等に関する説明はありませんのでご了承ください。

■説明会の日時・場所

【1回目】

日時 令和8年7月24日（金）
午後7時00分～午後8時00分
場所 旭公会堂 講堂
住所 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12
旭区総合庁舎4階

【2回目】

日時 令和8年7月26日（日）
午後7時00分～午後8時00分
場所 瀬谷公会堂 講堂
住所 横浜市瀬谷区二ツ橋町190

【3回目】

日時 令和8年7月27日（月）
午後7時00分～午後8時00分
場所 瀬谷公会堂 講堂
住所 横浜市瀬谷区二ツ橋町190

説明会会場案内図



※各会場は駐車場（有料）に限りがございます。

※各回の説明内容は同一のものでございます。

■計画の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 2027年国際園芸博覧会
所在地 横浜市瀬谷区瀬谷町の一部、横浜市旭区上川井町の一部
- 設置者の名称及び住所
名称 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
住所 横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル本館
- 小売業を行う者の名称及び住所
未定
- 新設をする年月日
令和9年3月19日（予定）
- 物販店舗の店舗面積
14,000㎡
- 物販店舗の営業時間
午前9時30分～午後9時30分
- 駐車場届出台数
936台（総収容台数6,400台）
- 駐輪場届出台数
475台（総収容台数1,500台）

■お問い合わせ先

（計画に関するお問い合わせ）
公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル本館8階
整備部 計画課
Tel 045-307-2047 平日（月～金）9:00～17:00

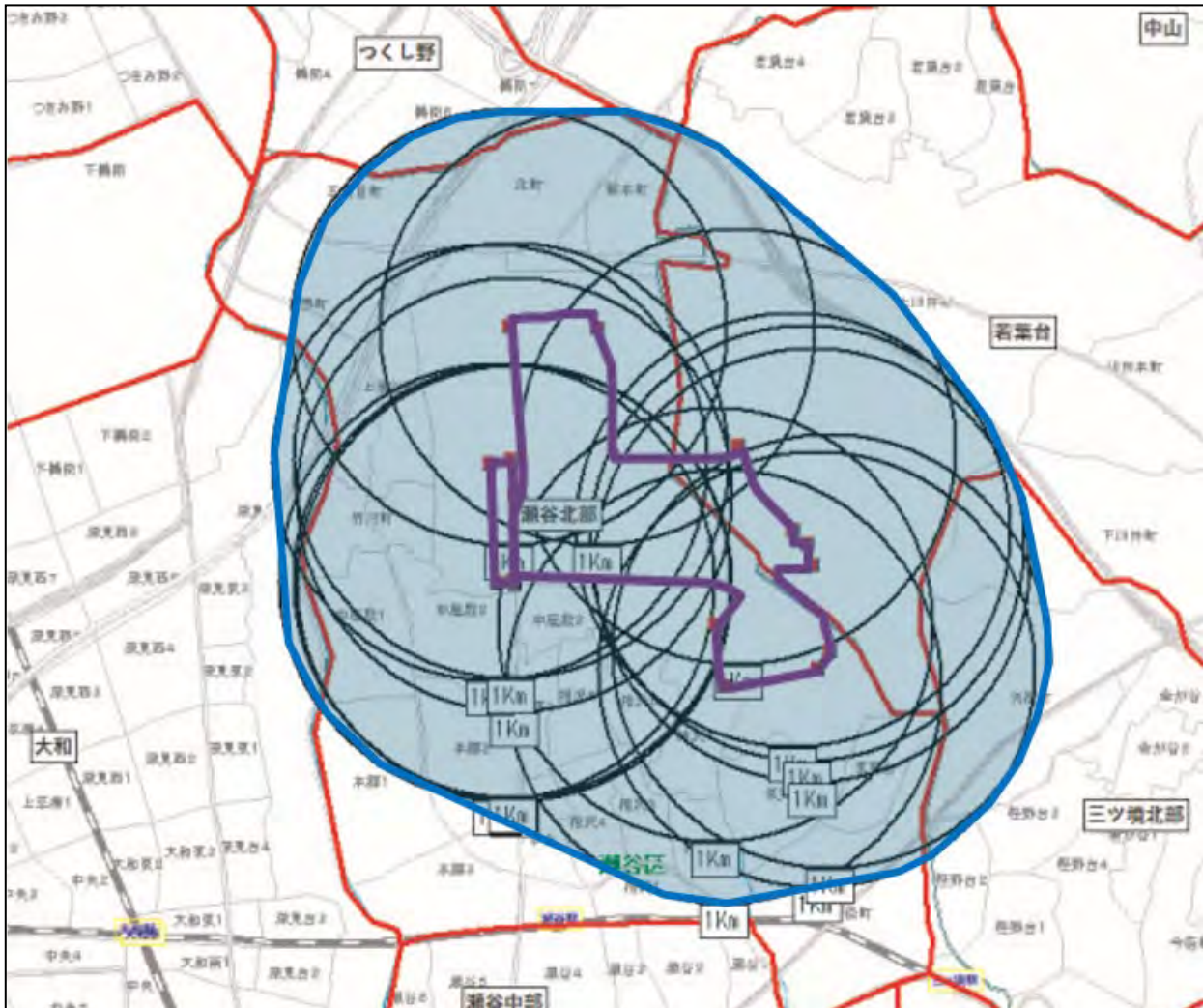
（説明会に関するお問い合わせ）
株式会社エスパシオコンサルタント
東京都中央区新川1丁目6番1号
環境企画課 説明会係
Tel 03-6222-2209 平日（月～金）10:00～17:00

【別紙】

説明会開催の公告につきましては、「横浜市における大規模小売店舗に係る手続の手引」に基づき、つぎのとおり行います。

- ・店舗敷地境界から1kmの範囲で購読される、市場占有率が上位の日刊新聞紙（3紙以上）への開催案内チラシの折り込み

なお、店舗敷地境界から1kmについてはつぎの青枠範囲になります。



保土ヶ谷バイパス 上川井 IC 夜間ランプ通行止めのお知らせ

八王子街道の拡幅に伴い、国道16号保土ヶ谷バイパス上川井ICのランプの舗装工事を行うため、7月から11月まで、延べ19日間で夜間ランプ通行止めを実施します。通行止め日時の詳細は、道路交通情報や現地の工事予告看板等でお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

1 通行止め箇所

通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井 IC 入口ランプ

- ①-1 八王子街道上り（横浜市街方面）から流入する入口
- ①-2 八王子街道下り（相模原方面）から流入する入口

通行止め② 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井 IC 出口ランプ

- ②-1 八王子街道上り（横浜市街方面）へ流出する出口
- ②-2 八王子街道下り（相模原方面）へ流出する出口

通行止め③ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井 IC 入口ランプ

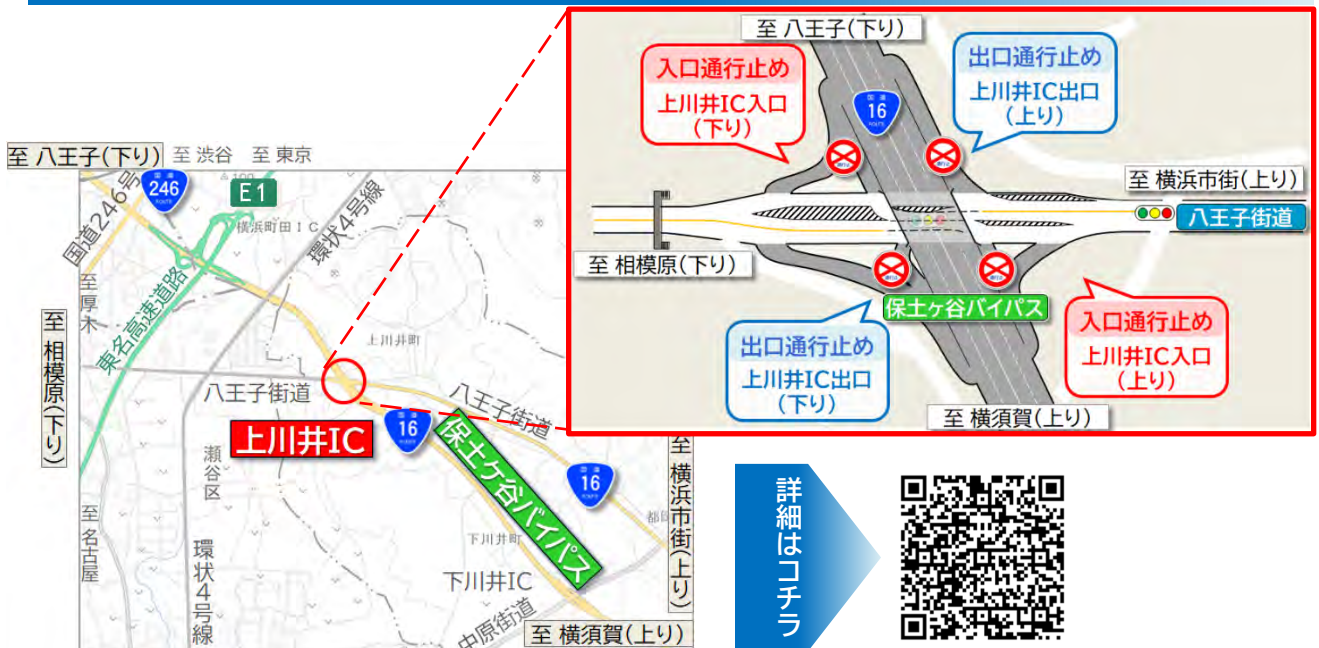
- ③-1 八王子街道上り（横浜市街方面）から流入する入口
- ③-2 八王子街道下り（相模原方面）から流入する入口

通行止め④ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井 IC 出口ランプ

- ④-1 八王子街道上り（横浜市街方面）へ流出する出口
- ④-2 八王子街道下り（相模原方面）へ流出する出口

※保土ヶ谷バイパス本線は上下線とも通行可能です。

2 通行止め位置図



裏面あり

3 各通行止め箇所の詳細

(1) 通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井IC入口

通行止め
箇所



通行止め
日程

7月						
日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
	21時～翌5時 通行止め①-1	21時～翌5時 通行止め①-1				
	21時～翌5時 通行止め①-2	21時～翌5時 通行止め①-2				
19	20	21	22	23	24	25
	21時～翌5時 通行止め①-1	21時～翌5時 通行止め①-1			予備日	
	21時～翌5時 通行止め①-2	21時～翌5時 通行止め①-2			予備日	
26	27	28	29	30	31	8/1
	予備日	予備日	予備日	21時～翌5時 通行止め①-1	予備日	
	予備日	予備日	予備日	21時～翌5時 通行止め①-2	予備日	

通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井 IC 入口

8月						
日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
					21時～翌5時 通行止め①-2	
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
	予備日					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
8/30	31	1	2	3	4	5
					21時～翌5時 通行止め①-2	予備日

10月						
日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
		21時～翌5時 通行止め①-1	21時～翌5時 通行止め①-1	予備日	予備日	
		21時～翌5時 通行止め①-2	21時～翌5時 通行止め①-2	予備日	予備日	
25	26	27	28	29	30	31
	21時～翌5時 通行止め①-1	予備日				
	21時～翌5時 通行止め①-2	予備日				

通行止め① 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井 IC 入口

迂回路

至八王子(下り) 至渋谷 至東京



至八王子(下り) 至渋谷 至東京



次頁あり

(2) 通行止め② 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井IC出口

通行止め
箇所



通行止め
日程

9月						
日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
		21時～翌5時 通行止め②-1	21時～翌5時 通行止め②-1	予備日	予備日	
20	21	22	23	24	25	26
	21時～翌5時 通行止め②-2	21時～翌5時 通行止め②-2	予備日	予備日		

10月						
日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	31
			21時～翌5時 通行止め②-1	予備日	21時～翌5時 通行止め②-1	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	予備日		21時～翌5時 通行止め②-2	予備日		

裏面あり

通行止め② 保土ヶ谷バイパス 下り線 上川井 IC 出口

迂回路

至 八王子(下り) 至 渋谷 至 東京



至 八王子(下り) 至 渋谷 至 東京



(3) 通行止め③ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井IC入口

通行止め
箇所



通行止め
日程

8月						
日	月	火	水	木	金	土
23	24	25	26	27	28	29
			21時～翌5時 通行止め③-1	21時～翌5時 通行止め③-1	予備日	
30	31	9/1	2	3	4	5
	予備日					

10月						
日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	31
	21時～翌5時 通行止め③-1	予備日			21時～翌5時 通行止め③-1	
					21時～翌5時 通行止め③-2	

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	予備日					
	予備日					

裏面あり

通行止め③ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井 IC 入口

迂回路

至八王子(下り) 至渋谷 至東京



至八王子(下り) 至渋谷 至東京



(4) 通行止め④ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井IC 出口

通行止め
箇所



通行止め
日程

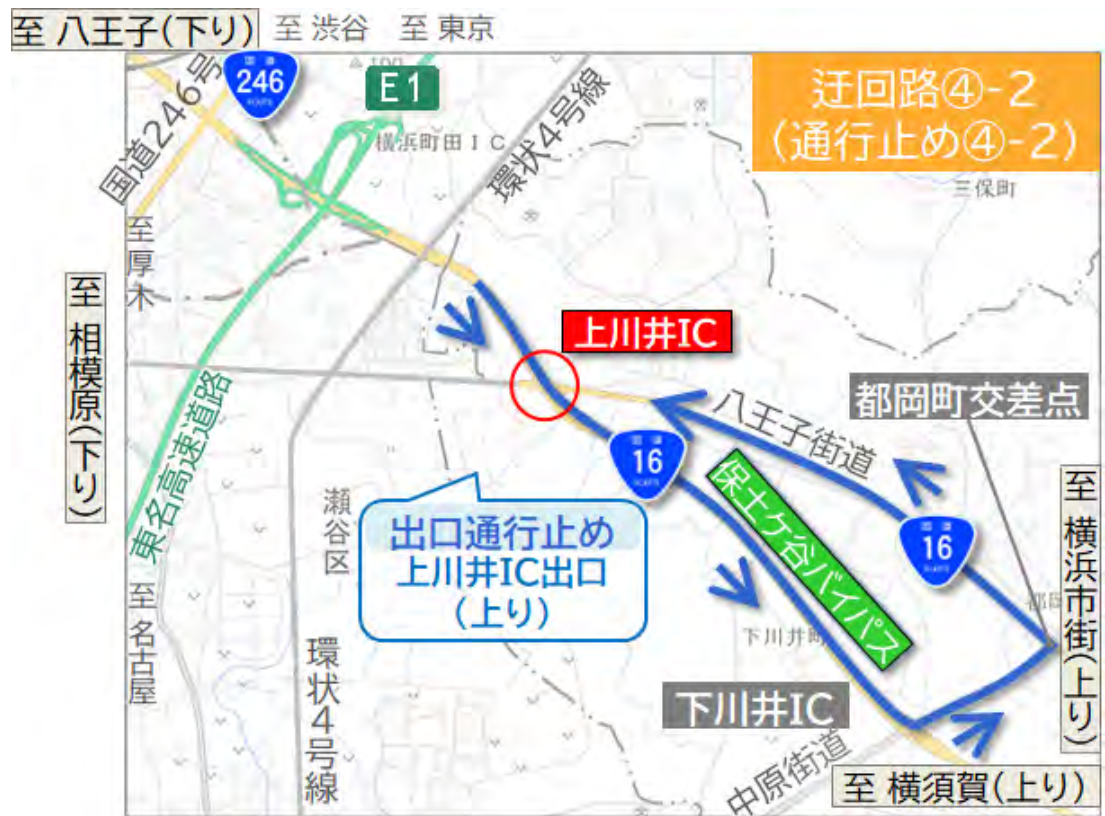
10月						
日	月	火	水	木	金	土
18	19	20	21	22	23	24
		21時～翌5時 通行止め④-1	21時～翌5時 通行止め④-1	予備日	予備日	
		21時～翌5時 通行止め④-2	21時～翌5時 通行止め④-2	予備日	予備日	

迂回路



裏面あり

通行止め④ 保土ヶ谷バイパス 上り線 上川井 IC 出口



※ 荒天が続く場合には、さらに延期することがあります。その際の日程は横浜市ホームページでお知らせします。

<担当>

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 上瀬谷整備推進課

内山、中村、井坂、鯉沼

TEL : 045-900-0702 FAX : 045-550-4098

E-mail: da-kamisui@city.yokohama.lg.jp

街区表示板再整備（シール化）事業について【周知依頼】

1 趣旨

横浜市では、住所を記載した「街区表示板」を電柱・フェンス・ブロック塀等に設置しています。

このたび、横浜市の委託業者が対象となる作業地区で、アルミ製の街区表示板を撤去し、シールタイプの街区表示板に貼り替える作業を行います。

なお、私有地内にある電柱やフェンス・ブロック塀等に街区表示板が設置されている場合は、撤去作業を行う前に、作業についてのチラシを投函します。無断で敷地内に入ることは絶対にありません。

また、シールタイプの街区表示板は、公道上の電柱に各番地につき 1 枚設置し、私有地内の電柱等には設置いたしません。

《街区表示板》

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】作業地区の単位会長宛に掲示資料（ポスター）を送付します。

対象自治会町内会は以下のとおりです。

ポスター掲示について御協力をお願いします。

《資料を送付する対象の自治会町内会》

作業地区	資料送付対象自治会
阿久和西一・二丁目	阿久和北部連合自治会 ・原中前自治会 ・原中西自治会 ・運上野自治会 ・原中南自治会 ・阿久和団地自治会 ・原中東自治会 ・阿久和相鉄自治会
南台一・二丁目	南瀬谷自治連合会 ・南台みどり会 ・富士見会 ・南台双葉会 ・南栄自治会 ・南台ハイツA自治会 ・南台中央自治会 ・秋桜自治会 ・南台ハイツ自治会 ・さくら会 ・椿自治会 ・サウスプラザ自治会 ・南台自治会 瀬谷第二地区連合会 ・下瀬谷第三町内会 その他 ・たちばな自治会 ・若葉自治会 ・瀬谷南住宅自治会 ・グランプラス自治会
宮沢三・四丁目	宮沢連合自治会 ・宮沢町内会

瀬 谷

南台一丁目

1

Minamidai
 1-chome

3 作業の概要

《ゼッケン》

(1) 作業期間

令和8年7月～11月末まで（予定）

※原則平日の日中（概ね8時半～17時）に作業を実施します。

※作業の状況により土日に作業を行う場合があります。

※作業員は右にある緑色のゼッケンを着用し、

横浜市発行の証明書を携帯しています。



(2) 受託者

日本都市整備株式会社

(3) 過年度の作業地区と今後の予定

年度	作業地区
令和5年度	中央、三ツ境
令和6年度	相沢一～七丁目、阿久和西三丁目・四丁目、東野、北新、 瀬谷一～六丁目、橋戸一～三丁目
令和7年度	本郷一～四丁目、宮沢一丁目・二丁目
令和8年度（今年度）	阿久和西一・二丁目、南台一・二丁目、宮沢三・四丁目
令和9年度以降	順次作業を予定しています。決定しましたらご報告いたします。

詳細は、横浜市 Web ページを御覧ください。

【街区表示板再整備業務委託について（横浜市 Web ページ）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/jukyo/hyoji/gaikuhyouziban.html>



横浜市市民局窓口サービス課
住居表示担当 堀込、大塚
TEL：045-671-2320／FAX：045-664-5295
メール：sh-juukyo@city.yokohama.lg.jp

街区表示板再整備（シール化）事業について

横浜市では、住所を記載した「街区表示板」を電柱・フェンス・ブロック塀等に設置しています。

このたび、横浜市の委託業者が対象となる作業地区で、アルミ製の街区表示板を撤去し、シールタイプの街区表示板に貼り替える作業を行います。

なお、私有地内にある電柱やフェンス・ブロック塀等に街区表示板が設置されている場合は、撤去作業を行う前に、作業についてのチラシを投函します。無断で敷地内に入るとは絶対にありません。

また、シールタイプの街区表示板は、公道上の電柱に各番地につき 1 枚設置し、私有地内の電柱等には設置いたしません。

《街区表示板》

1 作業期間

令和 8 年 7 月～11 月末まで（予定）

※原則平日の日中（概ね 8 時半～17 時）に作業を実施します。

※作業の状況により土日に作業を行う場合があります。

※作業員は右にある緑色のゼッケンを着用し、
横浜市発行の証明書を携帯しています。

《ゼッケン》



2 受託者・作業地区

受託者：日本都市整備株式会社

作業地区：阿久和西一丁目、二丁目
南台一丁目、二丁目
宮沢三丁目、四丁目

瀬谷

南台一丁目
1

Minamidai
1-chome

【横浜市 Web ページ】

街区表示板再整備事業について



【問い合わせ先】

横浜市民政局窓口サービス課 住居表示担当

TEL：045-671-2320

FAX：045-664-5295

Eメール：sh-juukyo@city.yokohama.lg.jp

瀬谷区内火災・救急状況

火 災

区 分	年 別	令和8年	令和7年	増△減
件	数	10	8	2
種 別	建 物	3	4	△ 1
	林 野	0	0	0
	車 両	0	0	0
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0
	そ の 他	7	4	3
	損 害 程 度	焼損床面積 (㎡)	74	0
死 者 (人)		0	0	0
負 傷 者 (人)		0	1	△ 1
主 な 原 因	放火(疑い含む)	5	3	2
	たばこ	0	0	0
	こんろ	0	0	0
	電気機器	1	1	0
	配線器具	1	0	1
	上記以外	3	4	△ 1
	1 日 あ た り		0.1	0.1

連 合 町 内 会 別 火 災 発 生 件 数

連 合 町 内 会 名	令和8年
阿久和北部連合自治会	0
阿久和南部連合自治会	1
三ツ境連合自治会	0
瀬谷第一地区連合町内会	0
本郷地区連合自治会	0
瀬谷北部町内連合会	2
瀬谷第二地区連合自治会	3
瀬谷第四地区連合自治会	1
南瀬谷自治連合会	0
宮沢連合自治会	0
相沢町内連合会	0
そ の 他	3
合 計	10

救 急

区 分	年 別	令和8年	令和7年	増△減
件	数	3,056	3,302	△ 246
急 病		2,146	2,389	△ 243
交 通 事 故		125	117	8
一 般 負 傷		614	635	△ 21
そ の 他		171	161	10
1 日 当 た り		20.2	21.9	△ 1.7

分 団 別 火 災 発 生 件 数

分 団 名	令和8年
第 一 分 団	2
第 二 分 団	2
第 三 分 団	3
第 四 分 団	3
合 計	10

月別火災件数・死負傷者状況

区 分	月 別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
件 数		4件	3件	3件	0件	0件								10件
死 者		0人	0人	0人	0人	0人								0人
負 傷 者		0人	0人	0人	0人	0人								0人

日 付	災害種別	発生場所				内 容			
熱中症搬送状況 (5/1~7/31)		5月	6月	7月	8月	9月	10月		
市内発生件数	49	49							
区内発生件数	3	3							

(各表の数値は速報値であり、確値ではありません。)



新たな防災気象情報について

令和8年5月29日より
気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました（特別警報の新設など）



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

○河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルとの対応が複雑でわかりにくくなっていましたが、今回の改善により、避難情報の5段階の警戒レベルに対応し、避難の判断がしやすくなります。

○大雨警報は、「レベル3大雨警報」という名称に変更になり、レベルの数字と一緒に情報が伝えられます。

○レベル4やレベル3の情報が発表された場合には、河川の水位情報等の情報を確認して早めの避難を心がけてください。

瀬谷消防署長

回覧板用バインダーの無償提供について（情報提供）

横浜市民共済生活協同組合から、回覧板に使用するバインダーの無償提供について案内がありましたので、情報提供いたします。

本件は、同組合のパンフレットを回覧いただくことを条件に、回覧板用バインダーを提供するものです。

希望される場合は、各自治会町内会でご判断の上、お申込みをお願いいたします。
なお、本件は消防署として特定の団体等を推奨するものではありません。

1 内容

- (1) 横浜市民共済のパンフレットを普段の回覧板と同様に回していただくことで、回覧板用バインダーが無償で提供されます。
- (2) バインダーとあわせてパンフレットが送付されます。
- (3) 回覧終了後も、バインダーは自治会町内会で継続して使用できます。

[参考：バインダーの仕様]

サイズ：縦 31.2 センチ×横 23.5 センチ（A4より一回り大きいサイズ）



〈表紙〉



〈中面〉

2 申込みから利用までの流れ

- ① 自治会町内会から横浜市民共済へ申込み
電話：0120-073-203（受付窓口）
- ② 回覧に関する承諾書を提出
- ③ バインダーおよびパンフレットが送付される
- ④ パンフレットを普段の回覧板と同じように回覧
- ⑤ 回覧後はバインダーを継続利用

3 留意事項

- (1) パンフレットの回覧にご協力いただくことが、バインダー提供の前提となります。
- (2) 瀬谷消防署から区連会を通じた回覧依頼ではありません。実施は任意です。
- (3) お申込みについては各自治会町内会でご判断ください。

4 参考（詳細情報）

横浜市民共済生活協同組合ホームページ

<https://www.yokohamashimin-kyosai.or.jp/about/circulate.php>

問い合わせ先：横浜市民共済生活協同組合
TEL:0120-073-203
受付時間：月～金 9:00～17:00
(土日祝・年末年始を除く)

消防団はこんな活動をしています！

年間活動

新入団員研修



技術向上訓練



瀬谷消防団消防操法訓練会



救命講習



防災視察研修



基礎的諸能力訓練



震災対策対応訓練



分団激励



注目トピック
操法市大会
(隔年開催)

出初式



2025年11月8日
「令和7年度横浜市消防操法技術訓練会」に
第三分団が出場し、6位に入りました！！
“頑張ったみんなの最高の笑顔”



瀬谷消防団広報誌
令和8年・春

素敵な笑顔で優しく明るく

SEYA 消防団



消防団員募集中

瀬谷の消防団を紹介します

瀬谷区には約300人の消防団員がいます。普段は社会人・主婦・学生などですが、ひとたび災害が発生したら消防団員として活躍します。この広報誌は、あなたの街のあなたの地域で消防団がどんな訓練や活動をしているのかを紹介するものです。あなたと一緒に地域の方々の笑顔を守る活動をしてみませんか？ 私たちは“あなた”を待っています！

私たちの団長



鈴木 団長

消防団長の鈴木です。
日頃は、消防団活動にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。瀬谷消防団では、火災活動や風水害の警戒活動など、さまざまな災害に対応するとともに、あらゆる災害に対応するための訓練を行っています。「不易流行」という言葉があります。いつまでも変わらないものの中に、新しい変化を取り入れる事を指す言葉です。本来の消防団の存在意義を大切に、時代に即した活動をしていく「不易流行」が消防団に必要と考えます。今後も、瀬谷区民の生命・財産を守り、安全・安心を実感できるよう、地域の方々や防災関係諸団体の方々と協働し、瀬谷消防署と連携して、地域防災力の向上に全力で活動していきます。



団本部

私たちの地域を守る消防団を紹介します！



瀬谷消防団には4つの「分団」があり、14の「班」があります。
各分団の受け持ち区域、地域の特色をご紹介します。
あなたも一緒に地域を守りませんか？ 消防団員募集中!!!



- 第1班 → 竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、瀬谷町一部（東）
- 第2班 → 目黒町、上瀬谷町、卸本町、瀬谷町一部（西）、北町一部（東）
- 第3班 → 五貫目町、北町一部（西）

第四分団

第四分団は、GREEN×EXPOに向け発展する街と昔ながらの農の風景が調和する地域。農の恵みと人の繋がりが息づくこの地域の安全と大切な暮らしを守るため、平常から訓練に励み、災害を未然に防ぐための防災指導や啓発も積極的に行っています。



第三分団

- 第1班 → ニツ橋町、東野台、東野
- 第2班 → 相沢一丁目、相沢二丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目、瀬谷一丁目、瀬谷二丁目、瀬谷三丁目、瀬谷町一部（南）
- 第3班 → 本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、本郷四丁目、中央

第三分団は、瀬谷消防署を分団本部としています。分団独自の活動としては、5月に防災フェア、親子のはしご消防車見学、1月は本郷球場で大規模火災発生時の救助活動を円滑にできるようにヘリコプター離着陸訓練を瀬谷消防署と共同で実施しています。



第二分団

- 第1班 → 南瀬谷一丁目、南瀬谷二丁目、南台二丁目、下瀬谷一丁目、下瀬谷二丁目一部（南）、下瀬谷三丁目一部（南）
- 第2班 → 北新、南台一丁目、下瀬谷二丁目一部（北）、下瀬谷三丁目一部（北）、橋戸二丁目一部（南）
- 第3班 → 瀬谷五丁目、瀬谷六丁目、橋戸三丁目
- 第4班 → 瀬谷四丁目、橋戸一丁目、橋戸二丁目一部（北）

第二分団は、地域の自治会やスポーツ推進委員、青少年指導員等の団体やお囃子など文化団体が活動しているメンバーも多く、男性女性団員が積極的に協力し合い、自治会などの防災活動を通じて地域との強い連携をとりながら、消防団活動を行っています。



第一分団

- 第1班 → 阿久和西四丁目、阿久和東三丁目、阿久和東四丁目、阿久和西三丁目一部（南）、阿久和南一丁目、阿久和南二丁目、阿久和南三丁目、阿久和南四丁目
- 第2班 → 宮沢一丁目、宮沢二丁目、宮沢三丁目、宮沢四丁目
- 第3班 → 阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目一部（北）
- 第4班 → 三ツ境

第一分団は、年に一度懇親会を企画し、署員・団員OBの方々と交流を深めています。また、女性団員も参加しての積載車走行訓練、消火放水訓練、水利調査など災害に備えて訓練を行い日々鍛錬しています。今後も男女共、地域防災のために活動を続けていきたいと思っています。



入団資格

18歳以上で、瀬谷区内に居住または、在勤・在学のいずれかであれば男女を問わず入団できます。

消防団員募集中



瀬谷消防署 ☎ 045-362-0119 総務・予防課 消防団係まで



自治会・町内会長 各位

社会福祉法人
横浜市瀬谷区社会福祉協議会
会 長 福 田 愛 一 郎

瀬谷区社会福祉協議会『賛助会員』募集のお願いについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より本会の運営につきましては格別なるご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきまして、本年も自治会・町内会役員の皆様からご協力をいただき、賛助会員の募集を実施してまいりたいと存じます。

瀬谷区社会福祉協議会では各地区における地域福祉活動をより充実させるため、引き続き努力してまいりますので、各自治会・町内会におかれましても是非ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

誠に恐縮ですが、同封のご協力者名簿及びチラシを班回覧いただき、ご同意をいただいた世帯から賛助会費を領収、自治会・町内会としてお取りまとめいただくご案内を別紙にてご依頼させていただきます。

なお、本会「**賛助会員制度要綱**」に基づき、連合未加入自治会・町内会より納入していただいた賛助会費についても、翌年度に該当する地区社会福祉協議会へ還元させていただきます。

本年もまた格段のご配慮をいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ◆ 会員募集期間 令和 8 年 7 月 ～ 12 月 18 日 (金) (目安)
- ◆ 賛助会費金額 一世帯 1 口 1, 0 0 0 円より
- ◆ 今回送付資料

- (1) 班長様用「お取りまとめいただく際の流れ」 (回覧数+2 枚)
- (2) 回覧用「賛助会費ご協力者名簿」(黄緑色) (回覧数+2 枚)
- (3) 回覧用「賛助会費チラシ」(カラー) (回覧数+2 枚)
- (4) 協力者門標 (黄緑色シール) (昨年度送付数)
- (5) 集金用領収書 (複写式で一冊 10 枚綴り) (昨年度送付数)
- (6) お振込み用『郵便振替』用紙 (2 枚)

※ 資材については昨年度の実績をもとに適當数を送らせていただいておりますが、不足の場合はお送りいたしますので、下記あてにご連絡をお願いいたします。

瀬谷区社会福祉協議会
瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2 階
☎ 045-361-2117

社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 賛助会員制度要綱

制 定 平成22年 5月25日

(趣 旨)

第1条 この要綱は瀬谷区における地域福祉団体の安定した活動支援を目的とし、社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会（以下本会という。）会員規程第3条および第5条第1項に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の募集)

第2条 賛助会員は、本会会長が毎年度募集し、その会費は本会の一般会計へ計上するものとする。

(会費の還元)

第3条 当該年度に計上された会費は、その翌年度に次のとおり支出する。

2 各地区の個人賛助会費の計上額のうち40パーセントを基本とし、次の各号に定める事項を選択した場合は、それぞれ5パーセントを上乗せし、該当地区社会福祉協議会に交付する。

- (1) サロン
- (2) 食事サービス
- (3) 拠点整備

(交付申請)

第4条 地区社会福祉協議会は前項に掲げる交付を受けるため次の書類を提出しなければならない。

- (1) 賛助会費還元金交付申請書
- (2) 請求書
- (3) 精算報告書（地区社協状況書の提出をもって代えることができる）

(委 任)

第5条 この要綱の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年5月25日から施行する。

令和8年度 賛助会費募集に関する資材の送付について

No. ○○

○○自治会・町内会 御中

令和8年6月18日

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より本会の事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
賛助会員募集に関する資材につきまして、以下の通り送付いたします。
お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

- ① 班長様用「お取りまとめいただく際の流れ」.....【○部】
- ② 回覧用「賛助会費ご協力者名簿」(黄緑色).....【○部】
- ③ 回覧用「賛助会費チラシ」(カラー).....【○部】
- ④ 協力者門標(黄緑色シール).....【○枚】
- ⑤ 集金用領収書(複写式で一冊10枚綴り).....【○冊】
- ⑥ お振込み用『郵便振替』用紙.....【2枚】
- ⑦ 回覧用「瀬谷区社会福祉協議会からご依頼している各種募金等について」【○部】

横浜市瀬谷区社会福祉協議会
瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階
☎045-361-2117

お取りまとめいただく際の流れ

瀬谷区社会福祉協議会から、募集資材を会長宅へ配送いたします。

(地区により地区社会福祉協議会経由で配送させていただいております。)



自治会・町内会で班ごとに回覧書類をお分けください。



募集案内などを班ごとに回覧ください。

回覧物 ①『賛助会費ご協力者名簿』(黄緑色)

②『賛助会費チラシ』(カラー印刷)

- ・『賛助会費ご協力者名簿』(黄緑色)は必要に応じてご使用ください。
(提出の必要はありませんので、自治会・町内会で適切に処理してください。)



取りまとめ(各班で資材を分配してください。)

- ・回覧が終わりましたら、集金責任者の方は集金いただき、以下の資材を各世帯へお渡し願います。
 - ① 協力者門標(黄緑色シール)
 - ② 集金した金額を記入した領収書
(複写式ですので、必ず下敷きを挟んでご利用ください。)(提出の必要はありませんので、自治会・町内会で適切に処理してください。)



自治会でお取りまとめいただき、社会福祉協議会へ以下いずれかの方法で納入願います。

- ①区社協窓口までお持ちください。自治会町内会あて領収書を発行いたします。
- ②郵便振替用紙に自治会名と領収書の送付先を明記し、お近くの郵便局からお振込みください。後日、領収書を郵送いたします。

※個別に寄附金税額控除のための領収書を必要とする方がいらっしゃいましたら、ご一報ください。(年間寄附金額から2,000円を差し引いた金額が、寄附金税額控除の対象となります。)

横浜市瀬谷区社会福祉協議会

瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館2階

☎ 045-361-2117 FAX 045-361-2328

瀬谷区社会福祉協議会の **賛助会費** にご協力ください!! 回 覧

瀬谷区では、12の地区社会福祉協議会（以下：地区社協）と約130の地域福祉活動団体（ボランティアや当事者団体）が地域において福祉活動を行っています。

その貴重な事業費として、瀬谷区社会福祉協議会では賛助会員を募集しています。ご賛同いただける方は、**一口1,000円以上**のご協力をお願いいたします。賛助会費の活用については別紙チラシもぜひご覧ください。

※瀬谷区社会福祉協議会は、寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の指定を横浜市より受けています。
本会の賛助会費や善意銀行などの特定寄附金や、本会以外の特定寄附金も含めて、年間寄附金額から2,000円を差し引いた金額が、寄附金税額控除の対象となります。控除を受けるには、確定申告の際に専用の領収書が必要です。発行をご希望の方は、瀬谷区社会福祉協議会までご連絡ください。

令和8年度瀬谷区社会福祉協議会【賛助会費】 ご協力者名簿 **1口1,000円～**

★賛助会費は、毎年ご依頼申し上げております。
 昨年度ご協力いただきました方を引き続き今年度もご協力をお願いいたします。

※下記の表は、各自治会

金額表記あり

自治会・町内会名

第 _____ 班

No	ご協力者氏名	金 額	No	ご協力者氏名	金 額
1		円	9		円
2		円	10		円
3		円	11		円
4		円	12		円
5		円	13		円
6		円	14		円
7		円	15		円
8		円	合 計 名		円
自治会・町内会または地区社協の集金責任者		氏 名	電 話		

*賛助会費は任意でご協力いただくものです。
 様々な地域活動に活用されますので、是非ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。
 横浜市瀬谷区社会福祉協議会 住所：瀬谷区二ツ橋町469 ☎ 045-361-2117

<回覧>

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 瀬谷区社会福祉協議会の **賛助会費** にご協力ください!! 回 覧

瀬谷区では、12の地区社会福祉協議会（以下：地区社協）と約130の地域福祉活動団体（ボランティアや当事者団体）が地域において福祉活動を行っています。

その貴重な事業費として、瀬谷区社会福祉協議会では賛助会員を募集しています。ご賛同いただける方は、ご協力をお願いいたします。賛助会費の活用については別紙チラシもぜひご覧ください。

※瀬谷区社会福祉協議会は、寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の指定を横浜市より受けています。
本会の賛助会費や善意銀行などの特定寄附金や、本会以外の特定寄附金も含めて、年間寄附金額から2,000円を差し引いた金額が、寄附金税額控除の対象となります。控除を受けるには、確定申告の際に専用の領収書が必要です。発行をご希望の方は、瀬谷区社会福祉協議会までご連絡ください。

**令和8年度瀬谷区社会福祉協議会【賛助会費】
ご協力者名簿**

★賛助会費は、毎年ご依頼申し上げております。
 昨年度ご協力いただきました方を引き続き今年度まで協力をお願いいたします。

※下記の表は、各自治会の
 自治会・町内会名

金額表記なし

第 _____ 班

No	ご協力者氏名	金 額	No	ご協力者氏名	金 額
1		円	9		円
2		円	10		円
3		円	11		円
4		円	12		円
5		円	13		円
6		円	14		円
7		円	15		円
8		円	合 計 名		円
自治会・町内会または地区社協の集金責任者		氏 名	電 話		

*賛助会費は任意でご協力いただくものです。
 様々な地域活動に活用されますので、是非ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。
 横浜市瀬谷区社会福祉協議会 住所：瀬谷区二ツ橋町469 ☎ 045-361-2117

<回覧>

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

あなただけの町に 福祉活動が 役立ちます

名称変更あり

社会福祉法人 横浜市瀬谷区社会福祉協議会

令和8年度 **福祉協力金(賛助会費)**にご協力ください

■ **福祉協力金**のつかいみち

令和7年度に
いただいた
福祉協力金
¥5,092,950

約 **90%**を地域の
福祉活動へ還元
しています。

約 55%
地区社協

約 35%
ふれあい
助成金

総額の約 10% ¥529,929

賛助会費チラシ印刷費・資材作製費・送料等

総額の約 **55%** ¥2,781,021

地区社協還元金等として地区社協活動など地域の福祉活動へ
あなたの町の福祉活動に役立てられます。

*お住まいの地区での使いみちは、反対の面をご覧ください

総額の約 **35%** ¥1,782,000

瀬谷区ふれあい助成金として地域のボランティア活動団体等へ
瀬谷区内の福祉活動に役立てられます

子育て世代への居場所づくり事業、高齢・障害者向け配食サー
ビス事業など瀬谷区内では約130 のボランティア活動団体が
助成を受けています。

福祉協力金(賛助会費)とは

瀬谷区社会福祉協議会(誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域の福祉保健活動を推進する団体)の実
施する事業に対して、ご賛同をいただき、賛助会費(1口 1,000円~)という形で資金面でのご支援をいただくもの
です。自治会・町内会、会社等を通じてご協力をいただいております。

※所得税や住民税の控除対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先 社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2階

☎ 045-361-2117 FAX 045-361-2328

E-mail: info@seyaku-shakyo.jp URL https://seyaku-shakyo.jp

あなたの町のために 福祉活動が 役立ちます

名称変更なし

社会福祉法人 横浜市瀬谷区社会福祉協議会

令和8年度 賛助会費にご協力ください

■賛助会費のつかいみち

令和7年度に
いただいた
賛助会費
¥5,092,950

約 **90%**を地域の
福祉活動へ還元
しています。

約 55%
地区社協

約 35%
ふれあい
助成金

総額の約 10% ¥529,929

賛助会費チラシ印刷費・資材作製費・送料等

総額の約 **55%** ¥2,781,021

地区社協還元金等として地区社協活動など地域の福祉活動へ
あなたの町の福祉活動に役立てられます。

*お住まいの地区での使いみちは、反対の面をご覧ください

総額の約 **35%** ¥1,782,000

瀬谷区ふれあい助成金として地域のボランティア活動団体等へ
瀬谷区内の福祉活動に役立てられます

子育て世代への居場所づくり事業、高齢・障害者向け配食サー
ビス事業など瀬谷区内では約130 のボランティア活動団体が
助成を受けています。

賛助会費とは

瀬谷区社会福祉協議会(誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、地域の福祉保健活動を推進する団体)の実施する事業に対して、ご賛同をいただき、賛助会費(1口1,000円~)という形で資金面でのご支援をいただくものです。自治会・町内会、会社等を通じてご協力をいただいております。

※所得税や住民税の控除対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先 社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2階

☎ 045-361-2117 FAX 045-361-2328

E-mail:info@seyaku-shakyo.jp URL <https://seyaku-shakyo.jp>

令和8年度 瀬谷区社会福祉協議会 賛助会費募集チラシ

No.	地区	町内会数	チラシ名称	名簿表記 1口1,000円～
1	阿久和北部地区	11	①賛助会費	①有り
2	阿久和南部地区	16	①賛助会費	①有り
3	三ツ境地区	20	②福祉協力金(賛助会費)	①有り
4	瀬谷第一地区	5	②福祉協力金(賛助会費)	①有り
5	本郷地区	8	②福祉協力金(賛助会費)	①有り
6	瀬谷北部地区	10	②福祉協力金(賛助会費)	②無し
7	瀬谷第二地区	23	①賛助会費	①有り
8	細谷戸地区	11	①賛助会費	①有り
9	瀬谷第四地区	12	①賛助会費	①有り
10	南瀬谷地区	20	②福祉協力金(賛助会費)	①有り
11	宮沢地区	11	①賛助会費	①有り
12	相沢地区	8	①賛助会費	①有り
合計		155		

送付資材一覧

領収書

令和8年度 協力者門標

賛助会員加入申込・賛助会費領収控	
令和 年度申込額	金 円也
瀬谷区社会福祉協議会の趣旨に賛同し、上記のとおり賛助会費を納めます	
申込年月日	令和 年 月 日
町会名	
町会取扱者	
ご住所	瀬谷区
ご芳名	様
社会福祉法人 横浜市瀬谷区社会福祉協議会 御中	

〈町会控用〉



郵便振替払込用紙

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担
02	口座記号	口座番号(右詰めで記入)
002003	134320	
加入者名	金額	備考
社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会		
自治会名No. _____	*領収書の送付先を以下に必ずご記入ください。	
通信用欄	日附	印
依頼人	料金額	備考
社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会		
依頼人	日附	印
社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会		

振替払込請求書兼受領証

口座記号	002003
口座番号	134320
加入者名	社会福祉法人 横浜市 瀬谷区社会福祉協議会
金額	
依頼人	様
料金額	
備考	





この受領証は、大切に保管してください。

名票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。
切り取らないでお出しください。

瀬谷区社会福祉協議会からご依頼している各種募金等について

～依頼の時期、目安額、使いみちなどについてご案内します～

<p>1 日本赤十字社会費</p> <p>依頼時期 4月 目安額:1世帯あたり200円</p> 	<p>被災地での救護活動や献血バスなどの血液事業や赤十字病院の運営等に活用されています。</p> <p>区内では、火災に遭われた方への見舞金や、視覚・聴覚障害者への支援活動を行っている団体等への助成金、区民を対象にした救急法講座開催などに活用しています。</p>
<p>2 賛助会費</p> <p>依頼時期 6月 1口 1,000円～</p> 	<p>瀬谷区社協の実施する事業に対してご賛同をいただき、資金面でのご支援をいただくものです。自治会・町内会を通じてご協力をいただいております。</p> <p>賛助会費のうち、約90%を地区社協活動やボランティア活動団体への助成金として地域に還元しています。</p>
<p>3 ①世帯会費②更生保護協会会費</p> <p>依頼時期 6月 ①世帯会費:1世帯あたり 70円 ②更生保護協会:1世帯あたり 15円</p> 	<p>①瀬谷区社協の活動を安定的に継続していくために、正会員である自治会・町内会の皆様に会費納入をお願いしています。</p> <p>②更生保護協会は、地域から犯罪をなくして住み良い地域社会づくりを進めるため「社会を明るくする運動」などの啓発活動を実施しています。</p> <p>※瀬谷区防犯協会会費(65円)・瀬谷区スポーツ協会会費(50円)と合わせてご依頼します。</p>
<p>4 共同募金、年末たすけあい募金</p> <p>依頼時期 9月 目安額:1世帯あたり325円 (一般募金 270円 + 年末たすけあい募金 55円)</p> 	<p>共同募金運動は、民間の社会福祉活動を支援する総合的な募金活動で、皆様から寄せられた募金は、民間社会福祉施設・団体や在宅福祉サービス団体及びボランティア団体や瀬谷区内の12地区社協への助成金として配分されます。</p> <p>年末たすけあい募金は、瀬谷区社協を通じて、区内の援助を必要とする方々や福祉団体・ボランティアグループに配分されます。</p>

※1、2、4の納入は任意となります。2001円以上(合算可)の寄付をいただくと、税制上の優遇措置が受けられます。

寄付金控除についてはこちら
(国税庁HP)をご覧ください。



【各種募金等に関するお問合せ】(福)横浜市瀬谷区社会福祉協議会
横浜市瀬谷区二ツ橋町469番地 せやまる・ふれあい館2階
TEL:045-361-2117 FAX:045-361-2328

令和7年度 瀬谷区社会福祉協議会【賛助会員】加入状況

令和8年3月31日現在

No.	地区名	自治会数	世帯数	金額(円)	昨年額(円)
1	阿久和北部地区	11	3,129	397,000	361,000
2	阿久和南部地区	15	3,361	304,000	323,000
3	三ツ境地区	20	2,682	594,000	605,000
4	瀬谷第一地区	5	2,071	566,800	593,425
5	本郷地区	7	2,304	301,000	272,000
6	瀬谷北部地区	9	2,955	201,250	241,000
7	瀬谷第二地区	22	6,002	607,500	594,500
8	細谷戸地区	4	675	172,000	186,000
9	瀬谷第四地区	12	3,725	429,000	514,800
10	南瀬谷地区	17	2,415	380,400	325,973
11	宮沢地区	11	2,736	449,000	462,000
12	相沢地区	8	3,815	557,000	556,000
13	連合未加入等団体	15	1,893	134,000	155,000
	合計	156	37,763	5,092,950	5,189,698

令和8年6月18日

各自治会・町内会 会長 様

瀬谷区防犯協会
会長 大柴 正清
瀬谷区スポーツ協会
会長 澁谷 悦旦
瀬谷区社会福祉協議会
会長 福田 愛一郎
瀬谷更生保護協会
会長 高岩 敏和
(公印省略)

令和8年度4団体会費の納入について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろから、4団体の運営に深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、4団体会費につきましては、令和8年5月8日現在の自治会加入世帯数より15%を控除した世帯数に基づき算出させていただいております。

令和8年度の会費については、次のとおり各団体総会において決定いたしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、次により納入くださいますようお願いいたします。

単位自治会・町内会番号（ ○○ ）

○○自治会・町内会 （全世帯数 ○○ ）

1 納入金合計金額 ○○円 （ ○○ 世帯）※単位町内会ごとに15%控除した世帯数の合計となっています。

（内訳）	<u>防犯協会会費</u>	○○円	（一世帯当り65円）
	<u>スポーツ協会会費</u>	○○円	（一世帯当り50円）
	<u>社会福祉協議会会費</u>	○○円	（一世帯当り70円）
	<u>瀬谷更生保護協会会費</u>	○○円	（一世帯当り15円）

2 納入期限 令和8年8月末までにお願いします。

3 納入方法

団体ごとの納入となります。瀬谷更生保護協会会費は、瀬谷区社会福祉協議会が事務局であるため、社会福祉協議会会費とまとめたの支払いとなります。

① ゆうちょ銀行口座への振込み

・同封の団体ごとの振込用紙を使い、お近くの郵便局（ATMも利用可）にてお振込みください。振込手数料は各団体で負担いたします。

② 窓口へのお持ち込み・お問合わせ

各団体の窓口へお持ちください。その際、お釣りのないようご協力願います。

・瀬谷区防犯協会 ※事前連絡の上、窓口で対応いたします。

瀬谷区二ツ橋町213-1 瀬谷警察署 3階 生活安全課内 TEL366-2110
火曜日・水曜日・木曜日（祝日除く）の10：00～14：00

・瀬谷区スポーツ協会 ※事前連絡の上、窓口で対応いたします。

瀬谷区南台2-4-65 瀬谷スポーツセンター内 TEL300-3047
火曜日・水曜日（祝日除く）の10：00～12：00

・瀬谷区社会福祉協議会・瀬谷更生保護協会

瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館 2階 TEL361-2117
月曜日～金曜日（祝日除く）の9：00～16：00 窓口で対応いたします。

4 領収書について

振込用紙の控をもって領収書といたしますので、大切に保管ください。

本年度から瀬谷区社会福祉協議会・瀬谷更生保護協会も原則として領収書は送付しません。

領収書が必要な場合は各団体へご一報ください。

払 込 取 扱 票

通常払込料金
加入者負担

02		口座記号		口座番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円	
0	0	2	7	0	4					1	0	2	1	6	2

各票の※印欄は、ご依頼人様において記載してください。

加入者名	社会福祉法人 横浜市瀬谷区社会福祉協議会	料金		備考	
------	----------------------	----	--	----	--

※ 瀬谷区社会福祉協議会 円 番号：
 瀬谷区更生保護協会 円
 【自治会・町内会名：】

※領収書が必要な場合のみ、下記に送付先をご記入ください

〒 *
 おと *
 ところ *
 おな *
 まえ *

（ご連絡先電話番号）

日 附 印

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）
 これより下部には何も記入しないでください。

切り取らないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号	0	0	2	7	0	4	通常払込 料金加入 者負担	
口座記号番号	1 0 2 1 6 2							
加入者名	社会福祉法人 横浜市 瀬谷区社会福祉協議会							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
ご依頼人								
料 金	日 附 印							
備 考								

この受領証は、大切に保管してください。



瀬谷区 社会福祉協議会の

活動

皆さまから頂いた世帯会費は、瀬谷区の地域福祉活動を進めるために活用させていただいております。

● ボランティア活動支援

ボランティア活動の相談や依頼への
コーディネート活動
福祉講座の開催



【瀬谷区社会福祉協議会 HP】

● 移動情報センター

障害のある方の移動に関する相談対応
事業所の紹介やコーディネート等
ガイドボランティアの育成

● 福祉教育の実施

学校での福祉体験の実施
福祉体験セットの貸し出し

● あんしんセンター

高齢者や障害者の権利を守るための相談
契約による福祉サービスの利用援助
日常の金銭管理の支援

● 広報啓発活動

地域活動、ボランティア情報紙の発行

● その他、福祉に関する相談、 支援、活動



瀬谷更生保護協会の活動

● 社会を明るくする運動

地区ごとの啓発活動の実施
街頭での啓発活動の実施
中学生作文コンクールの実施







皆様からの会費は、瀬谷区内における保護観察活動並びに犯罪予防更生事業に活用させていただいております。



瀬谷区社会福祉協議会からご依頼している各種募金等について

～依頼の時期、目安額、使いみちなどについてご案内します～

<p>1 日本赤十字社会費</p> <p>依頼時期 4月 目安額:1世帯あたり200円</p> 	<p>被災地での救護活動や献血バスなどの血液事業や赤十字病院の運営等に活用されています。</p> <p>区内では、火災に遭われた方への見舞金や、視覚・聴覚障害者への支援活動を行っている団体等への助成金、区民を対象にした救急法講座開催などに活用しています。</p>
<p>2 賛助会費</p> <p>依頼時期 6月 1口 1,000円～</p> 	<p>瀬谷区社協の実施する事業に対してご賛同をいただき、資金面でのご支援をいただくものです。自治会・町内会を通じてご協力をいただいております。</p> <p>賛助会費のうち、約90%を地区社協活動やボランティア活動団体への助成金として地域に還元しています。</p>
<p>3 ①世帯会費②更生保護協会会費</p> <p>依頼時期 6月 ①世帯会費:1世帯あたり 70円 ②更生保護協会:1世帯あたり 15円</p> 	<p>①瀬谷区社協の活動を安定的に継続していくために、正会員である自治会・町内会の皆様に会費納入をお願いしています。</p> <p>②更生保護協会は、地域から犯罪をなくして住み良い地域社会づくりを進めるため「社会を明るくする運動」などの啓発活動を実施しています。</p> <p>※瀬谷区防犯協会会費(65円)・瀬谷区スポーツ協会会費(50円)と合わせてご依頼します。</p>
<p>4 共同募金、年末たすけあい募金</p> <p>依頼時期 9月 目安額:1世帯あたり325円 (一般募金 270円 + 年末たすけあい募金 55円)</p> 	<p>共同募金運動は、民間の社会福祉活動を支援する総合的な募金活動で、皆様から寄せられた募金は、民間社会福祉施設・団体や在宅福祉サービス団体及びボランティア団体や瀬谷区内の12地区社協への助成金として配分されます。</p> <p>年末たすけあい募金は、瀬谷区社協を通じて、区内の援助を必要とする方々や福祉団体・ボランティアグループに配分されます。</p>

※1、2、4の納入は任意となります。2001円以上(合算可)の寄付をいただくと、税制上の優遇措置が受けられます。

寄付金控除についてはこちら
(国税庁HP)をご覧ください。



【各種募金等に関するお問合せ】(福)横浜市瀬谷区社会福祉協議会
横浜市瀬谷区二ツ橋町469番地 せやまる・ふれあい館2階
TEL:045-361-2117 FAX:045-361-2328

令和8年度 各種団体会費自治会町内会別一覧

番号	自治会・町内会名	R8/5/8現在 自治会加入 世帯数	15%控除 後の基礎 世帯数	会 費 内 訳				合計 200円
				防犯協会	スポーツ協会	社 協	更生保護協会	
				65円	50円	70円	15円	
1	阿久和北部連合自治会	3,107	2,635	171,275	131,750	184,450	39,525	527,000
2	阿久和南部連合自治会	3,302	2,799	181,935	139,950	195,930	41,985	559,800
3	三ツ境自治会連合会	2,670	2,260	146,900	113,000	158,200	33,900	452,000
4	瀬谷第一地区連合町内会	2,071	1,759	114,335	87,950	123,130	26,385	351,800
5	本郷地区連合自治会	2,208	1,874	121,810	93,700	131,180	28,110	374,800
6	瀬谷北部町内会連合会	2,810	2,385	155,025	119,250	166,950	35,775	477,000
7	瀬谷第二地区連合自治会	5,822	4,940	321,100	247,000	345,800	74,100	988,000
8	細谷戸地区	1,134	960	62,400	48,000	67,200	14,400	192,000
9	瀬谷第四地区連合自治会	3,703	3,048	198,120	152,400	213,360	45,720	609,600
10	南瀬谷自治連合会	2,322	1,966	127,790	98,300	137,620	29,490	393,200
11	宮沢連合町内会	2,725	2,311	150,215	115,550	161,770	34,665	462,200
12	相沢町内連合会	3,790	3,220	209,300	161,000	225,400	48,300	644,000
13	その他・連合未加入等団体	1,651	1,158	75,270	57,900	81,060	17,370	231,600
	合 計	37,315	31,315	2,035,475	1,565,750	2,192,050	469,725	6,263,000

燃やすごみに誤って含まれる「プラスチック資源」の削減に向けた
集積場所掲示物の掲出について（周知依頼）

1 事業の趣旨

日頃からごみの減量化・資源化にご協力をいただき、ありがとうございます。

横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画」を策定し、プラスチックごみの削減を重点的に進めております。

燃やすごみに誤って含まれるプラスチック資源の削減と資源化をより一層推進するため、全集積場所（掲出困難な一部集積場所除く）に、掲示物を掲出させていただきますので、周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会で周知をお願いします。

【単位会長】単会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 掲出時期等について

7月中旬～8月中を目途に、瀬谷事務所職員が各集積場所に順次掲出いたします。

4 資料（別紙）

「燃やすごみにプラ入れないで！」（掲示物サンプル）

資源循環局 瀬谷 事務所
担当 塚本・白
電話：364-0561 FAX：391-4784
Mail: sj-seyaj@city.yokohama.lg.jp

横浜市からのお知らせ

燃やすゴミに



入れ ないで!!



お菓子の袋



チューブ類



納豆パック・トレイ類

NO!!



 はプラスチック資源にお出してください



ごみの分別に関するお問い合わせは、
お住いの区の資源循環局収集事務所へ



横浜市資源循環局

地区連合町内会長 各位

瀬谷区長 山岸 秀之

令和 8 年度 横浜環境行動賞「3 R まちの美化」功労者表彰 及び
瀬谷区環境行動推進功労者及び功労団体表彰の推薦について（依頼）

梅雨の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、区政及び 3 R 行動やまちの美化の推進に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では例年 3 R 行動の推進やまちの美化の推進に功労のあった個人または団体を「横浜環境行動賞「3 R まちの美化」功労者表彰」（以下、「市表彰」といいます。）として表彰しております。

また、瀬谷区では、3 R の推進活動や美化活動の推進に功労のあった個人または団体を「瀬谷区環境行動推進功労者及び功労団体表彰」（以下、「区表彰」といいます。）として、表彰しております。

つきましては、各地区連合自治会・町内会において、以下の表彰基準に該当する個人・団体がありましたら、御推薦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 推薦の対象

(1) 市表彰

次のア・イのいずれかに該当し、現に活動しており、概ね 10 年以上の活動実績を有する個人または団体。ただし、過去に同一業績・功労により表彰を受けたものは対象としません。

ア 地域でのリサイクル等 3 R 活動、分別指導、啓発活動、プラスチックごみの削減など、「3 R 行動」の推進に功労のあったもの

イ 地域での清掃活動、花植え等緑化活動、広報活動、寄付等に尽力するなど、「まちの美化」の推進に功労のあったもの

(2) 区表彰

次のアからウのいずれかに該当し、その活動を概ね 3 年以上継続している個人または団体。ただし、過去に同一業績・功労により表彰を受けたものは対象としません。

ア 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、美化の推進に寄与したもの

イ リサイクル活動、分別指導、啓発活動等に尽力し、ごみの減量化・資源化（リサイクル）の推進に寄与したもの

ウ 緑化活動に尽力し、美化の推進に寄与したもの

【続き（裏面）あり】

2 推薦についてのお願い

環境事業推進委員は、環境事業推進委員永年在職者として市表彰の対象となりますので、この推薦には含めないこととします。(環境事業推進委員が構成員として含まれる団体の推薦は差し支えありません。)

市表彰・区表彰とも、既に同一の業績又は功労により市長表彰を受けたものは対象外となります。【別紙：過去の表彰者一覧を御参照ください】

3 提出書類（別紙）

市表彰：令和8年度 横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰推薦書

区表彰：令和8年度 瀬谷区環境行動推進功労者及び功労団体表彰推薦書

4 提出期限

市表彰：令和8年7月8日（水）

区表彰：令和8年7月31日（金）

(いずれも期限までに御回答がない場合は「該当なし」とさせていただきます。)

5 提出先

瀬谷区役所地域振興課 資源化推進担当

6 令和8年度表彰式日程

市表彰：令和8年11月5日（木）14：00～市庁舎1階アトリウム

区表彰：令和8年12月10日（木）10：00～区役所5階大会議室（予定）

担当：瀬谷区役所地域振興課資源化推進担当 出口

電話：367-5699 FAX：367-4423

E-mail：se-chishin@city.yokohama.lg.jp

【市表彰】令和8年度 横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰推薦書

ふりがな		
氏名 または 団体名		
団体の場合	代表者 氏名	[構成:計____人または____世帯または____団体]
住所	〒 _____ 電話 (_____) _____	
功労内容 (該当するもの全てに☑してください)	<input type="checkbox"/> リサイクル等3R活動 <input type="checkbox"/> 分別指導、啓発活動等 <input type="checkbox"/> プラスチックごみの削減	<input type="checkbox"/> 清掃活動 <input type="checkbox"/> 花植え等緑化活動 <input type="checkbox"/> 広報活動、寄付等
過去に受けた表彰等	昭和・平成・令和 ____年	表彰
活動開始年月	____年 ____月 ~ 現在まで	
活動頻度(回数)		
活動場所		
活動内容	【具体的に記入してください】	
推薦理由		

注意事項

- 既に同一の業績又は功労により市長表彰を受けたものは対象外とします。
- 氏名(団体名)や活動内容等の一部は、表彰式次第や記者発表資料に掲載する必要があることを、あらかじめご承知おきください。

令和 ____年 ____月 ____日

上記のとおり推薦します。

推薦者 連合自治会・町内会名 _____
氏名 _____

【区表彰】 令和8年度 瀬谷区環境行動推進功労者及び功労団体表彰推薦書

ふりがな	
氏名 または 団体名	
団体の場合	代表者 氏名 〔構成:計____人または____世帯または____団体〕
住所	〒 _____ 電話 (_____) _____
功労内容 (該当するもの全てに☑してください)	<input type="checkbox"/> 公共施設及びこれに準ずるものの清掃活動に尽力し、美化の推進に寄与したもの。 <input type="checkbox"/> リサイクル活動、分別指導、啓発活動等に尽力し、ごみの減量化・資源化の推進に寄与したもの。 <input type="checkbox"/> 緑化活動に尽力し、美化の推進に寄与したもの。
過去に受けた表彰等	昭和・平成・令和 _____ 年 _____ 表彰
活動開始年月	_____ 年 _____ 月 ~ 現在まで
活動頻度(回数)	
活動場所	
活動内容	【具体的に記入してください】
推薦理由	

注意事項

- 既に同一の業績又は功労により市長表彰を受けたものは対象外とします。
- 氏名(団体名)や活動内容等の一部は、表彰式次第に掲載する場合があることを、あらかじめご承知おきください。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記のとおり推薦します。

推薦者 連合自治会・町内会名 _____
氏名 _____

【参考資料】 横浜市環境行動 (市長表彰:瀬谷区表彰者一覧)

年度	部門	受賞者	項目
平成16	「清潔できれいな街づくり」推進者	芳賀 鶴吉	清掃・緑化
		金子 信子	清掃・緑化
		清水 靖枝	清掃・緑化
	G30行動推進者	わかば子供会	資源集団回収
		アーバンドエル瀬谷自治会	資源集団回収
		新小金自治会	資源集団回収
		横浜市立阿久和保育園 きいちご組	G30行動推進・G30普及
17	「清潔できれいな街づくり」推進者	境橋環境美化クラブリバード	清掃・緑化
		相沢第5緑の会	清掃・緑化
		ひまわり会	清掃・緑化
	G30行動推進者	阿久和大原自治会	資源集団回収
		三ツ境グリーンハイム元気会	資源集団回収
		二ツ橋北部自治会	資源集団回収
		谷戸第三子供会	資源集団回収
	干池自治会	G30行動推進・G30普及	
18	「清潔できれいな街づくり」推進者	グリーン本郷	清掃・緑化
		細谷戸長寿会	清掃・緑化
		弓削 実	清掃・緑化
		相沢第2相和会	清掃・緑化
		南瀬谷ニュータウン長寿会	清掃・緑化
		本郷第六花を愛する会	清掃・緑化
		瀬谷駅南口花壇愛好会	清掃・緑化
		冒険の森公園愛護会	清掃・緑化
		明和自治会	清掃・緑化
	G30行動推進者	南瀬谷中学校PTAシゲンジャープロジェクトチーム	G30行動推進・G30普及
		ひばり子供会	資源集団回収
		村瀬 朗	G30行動推進・G30普及
	広瀬 五郎	G30行動推進・G30普及	
	江崎 茂	G30行動推進・G30普及	
19	「清潔できれいな街づくり」推進者	相沢第七町内会	清掃・緑化
		細谷戸地区環境事業推進委員会	清掃・緑化
		本郷第一自治会	清掃・緑化
		鹿志村 隆雄・多恵子	清掃・緑化
		外山 経蔵	清掃・緑化
	G30行動推進者	瀬谷第一地域G30推進委員会	資源集団回収
20	「清潔できれいな街づくり」推進者	長井 壽	清掃・緑化
		立石 久雄	清掃・緑化
	G30行動推進者	谷戸自治会環境委員会	G30行動推進・G30普及
		睦会	G30行動推進・資源集団回収
21	「清潔できれいな街づくり」推進者	渡邊 政子	清掃・緑化
		旭台自治会	清掃・緑化
		細谷戸商振会自治会	清掃・緑化
	G30行動推進者	大岡 弘和	G30行動推進・G30普及
		小林 暢彦	G30行動推進・G30普及
	千葉 好昭	G30行動推進・G30普及	

【裏面あり】

年度	部門	受賞者	項目
平成 22	「清潔できれいな街づくり」推進者	株式会社小林住宅工業	清掃・緑化
		木城 貞雄	清掃・緑化
	G30行動推進者	椎名 悟	G30行動推進・G30普及
		運上野自治会	G30行動推進・G30普及
23	「ヨコハマ3R夢」行動推進者	宮沢子ども会	「ヨコハマ3R夢」の普及
24	「清潔できれいな街づくり」推進者	本郷第四自治会すみれ会	清掃・緑化
	「ヨコハマ3R夢」行動推進者	靱山 民雄	「ヨコハマ3R夢」の普及
25	「清潔できれいな街づくり」推進者	大樹会	清掃・緑化
	「ヨコハマ3R夢」行動推進者	上見 征司	「ヨコハマ3R夢」の普及
26	「清潔できれいな街づくり」推進者	第七フラワー会	清掃・緑化
		相沢サンサン会	清掃・緑化
		宮上会	清掃・緑化
		森本 貴	清掃・緑化
		由月 照也	清掃・緑化
27	「清潔できれいな街づくり」推進者	相沢第四町内会 相和会	清掃・緑化
		ふれあい広場愛護会	清掃・緑化
	「ヨコハマ3R夢」行動推進者	栗岡 守雄	「ヨコハマ3R夢」の普及
		山田 明則	「ヨコハマ3R夢」の普及
28	「清潔できれいな街づくり」推進者	石川 巳年男	清掃・緑化
		桑島 勝子	清掃・緑化
		千葉 穰	清掃・緑化
		若草会	清掃・緑化
		二ツ橋谷公園愛護会	清掃・緑化
		相沢第一町内会・相沢第一相和会	清掃・緑化
	「ヨコハマ3R夢」行動推進者	久間部 準一	「ヨコハマ3R夢」の普及
29	「清潔できれいな街づくり」推進者	育苗センター	緑化
30	「清潔できれいな街づくり」推進者	ケイオークラブ	清掃
		佐藤 仁	清掃・緑化
	「ヨコハマ3R夢」行動推進者	諸岡 博	「ヨコハマ3R夢」の普及
令和元	「清潔できれいな街づくり」推進者	双友会花係	清掃・緑化
2	(該当なし)		
3	(該当なし)		
4	「清潔できれいな街づくり」推進者	宮沢町公園愛護会(あやめ自治会)	清掃・緑化
5	「清潔できれいな街づくり」推進者	小林 悦子	清掃・緑化
	「ヨコハマ3R夢」行動推進者	横内 良子	「ヨコハマ3R夢」の普及
6	3Rまちの美化功労者(R6~)	靱山 善晴	清掃・緑化

【参考資料】 横浜市環境行動 （区長表彰:表彰者一覧）

* この区長表彰は、令和3年4月1日に施行された制度です。

年度	部門	受賞者
令和4年度	緑化活動に尽力し、美化の推進	みなみせやフラワーズ
	緑化活動に尽力し、美化の推進	岩田 清
令和5年度	緑化活動に尽力し、美化の推進	雨池公園愛護会
	清掃活動に尽力し、美化の推進	松原 佳代子
	清掃活動に尽力し、美化の推進	永山 和子
	清掃活動に尽力し、美化の推進	藤田 昌
	緑化活動に尽力し、美化の推進	社会福祉法人 合掌苑 輝の杜
	緑化活動に尽力し、美化の推進	川口 エリカ
	緑化活動に尽力し、美化の推進	秋本 祐子
	緑化活動に尽力し、美化の推進	末永 陽子
	緑化活動に尽力し、美化の推進	移川 洋子
	緑化活動に尽力し、美化の推進	谷元 慶子
	緑化活動に尽力し、美化の推進	上甲 喜芳
	緑化活動に尽力し、美化の推進	兵藤 重子
	緑化活動に尽力し、美化の推進	吉田 宗夫
	緑化活動に尽力し、美化の推進	清水 明美
緑化活動に尽力し、美化の推進	相澤 夏紀	
緑化活動に尽力し、美化の推進	千葉 知代子	
令和6年度	清掃活動に尽力し、美化の推進	瀬谷四丁目町内会 街・美化隊
	清掃活動に尽力し、美化の推進	伊沢 信次
	清掃活動に尽力し、美化の推進	福田 勇
	清掃活動に尽力し、美化の推進	鈴木 武夫
	清掃活動に尽力し、美化の推進	孫 福 常
	緑化活動に尽力し、美化の推進	大森 照子
	緑化活動に尽力し、美化の推進	埴見 和子
令和7年度	緑化活動に尽力し、美化の推進	下瀬谷第二公園 花の会
	清掃活動に尽力し、美化の推進	四季の会
	清掃活動に尽力し、美化の推進	小松 喜代子
	清掃活動に尽力し、美化の推進	栗津 勇治
	清掃活動に尽力し、美化の推進	岡本 東一
	緑化活動に尽力し、美化の推進	シニアクラブ橋戸第二寿会

横浜グリーンエクスポにおける横浜市出展ボランティアの募集について【情報提供】

1 趣旨

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、横浜グリーンエクスポ会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを7月から募集します。


2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てにリーフレット等を送付しますので、定例会等での情報提供をお願いします。







3 募集概要

	プログラム運営補助 (約 700 人)	ツアーガイド (約 100 人)	フィールドづくり (約 200 人)
活動内容	様々な体験プログラムの運営サポート	草花の魅力や生き物との共生等を来場者に案内	花や緑の育成・管理等
対象	2027年4月2日時点で、満15歳以上（中学生を除く）かつ市内在住・在学・在勤の方		
活動	・プログラム運営補助：1日以上 ・ツアーガイド、フィールドづくり：5日以上 (1日あたり4時間程度)		
募集期間	2026年7月1日(水)～8月14日(金)		
応募	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください (7月1日受付開始、二次元コードからもアクセス可) https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/volunteer.html ※3種類の重複応募可 ※エクスポ全体のボランティア(花・緑ガイド、植物管理、運営)への応募者も応募可。 ※応募多数の場合は抽選		
問合せ先	横浜市出展ボランティア問合せセンター 【受付期間：2026年7月1日(水)～8月14日(金)】 TEL：0120-598-548(平日10:00～17:00 ※土日祝休み)		

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類	活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
 プログラム 運営補助 (約700人)	様々なワークショップの運営 補助等	横浜市 出展 エリア	7月1日～ 8月14日	横浜市
 ツアーガイド (約100人)	フィールドを活用した活動拠 点をめぐり、見どころを紹介			
 フィールドづくり (約200人)	フィールドを活用した活動拠 点における花・緑の育成・管理等			
 花・緑ガイド (約200人)	会場内の花壇等の見どころ紹介	EXPO全体	募集終了	GREEN×EXPO協会
 植物管理 (約2,000人)	会場内の花壇等の手入れ・除草 等のサポート			
 運営 (約10,000人)	会場内外での来場者案内・運営 サポート			

※ エクスポ全体のボランティア（花・緑ガイド、植物管理、運営）募集結果
応募総数 32,679 件（複数応募含む）、募集人数 12,200 人に対し約 2.7 倍

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

横浜市出展ボランティア ユニフォーム

環境にやさしい植物由来の素材を採用し、使用後は堆肥となる資源循環型のユニフォームです。

ボランティアの皆様には、活動に応じてウィンドブレーカー、Tシャツ、帽子、エプロン、バッグなどを貸与する予定です。

また、緑のカラーは植物・自然との親和性を表し、胸元には「YOKOHAMA」の文字がデザインされています。

こうした環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの皆様の姿を通じて、横浜市は循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。



※活動によってユニフォームは異なります

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う万国博覧会（万博）です。



詳細は公式
WEBサイトへ

【開催期間】 2027年3月19日（金）～9月26日（日）

【開催場所】 旧上瀬谷通信施設（瀬谷区・旭区）

【テーマ】 幸せを創る明日の風景

【開催者】 GREEN×EXPO協会

（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）



※建物の形状、配置を含め、画像は現時点でのイメージです
画像提供：GREEN×EXPO協会

横浜グリーンエキスポは、「環境との共生」をテーマにした横浜で初めての万博です。ホストシティである横浜市は、会場内に2つの拠点を設け、地球にやさしい暮らしや環境との関わりを、来場者の皆様に体感していただきます。1つは、循環型の未来のまちを体験できる「建物空間を活用した発信拠点」。そしてもう1つは、市民の皆様が主役の「フィールドを活用した活動拠点」です。

循環型の暮らしをはじめのきっかけを、国内外からの来場者にお届けする、唯一無二の特別な場所。その運営を共に支えていただくボランティアの皆様が着用するユニフォームには、植物由来の素材を用い、使用後に堆肥化するなど、資源循環の理念を体現しています。

新たなグリーン社会を横浜から世界へ発信する—この特別な体験を共に作りあげるボランティアとして、是非御参加ください。



横浜市長 山中 竹春

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL：045-671-4627 E-mail：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

2026年6月作成

横浜グリーンエキスポ 市民の皆さまと、世界の舞台に！



公式マスコットキャラクター
トウクトウくん

横浜市が出展するエリアで ボランティアとして参加してみませんか？



あなたに合った
活動が見つかる！ **3つのボランティア**

プログラム運営補助

ツアーガイド

フィールドづくり

募集対象：横浜市内在住・在学・在勤の方

横浜市が出展するエリアでボランティアとして参加してみませんか？



横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点をともに盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。

※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

募集期間

2026年7月1日(水)～8月14日(金)



ご応募はこちら

1 プログラム運営補助 募集人数▶約700人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。

2 ツアーガイド 募集人数▶約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。

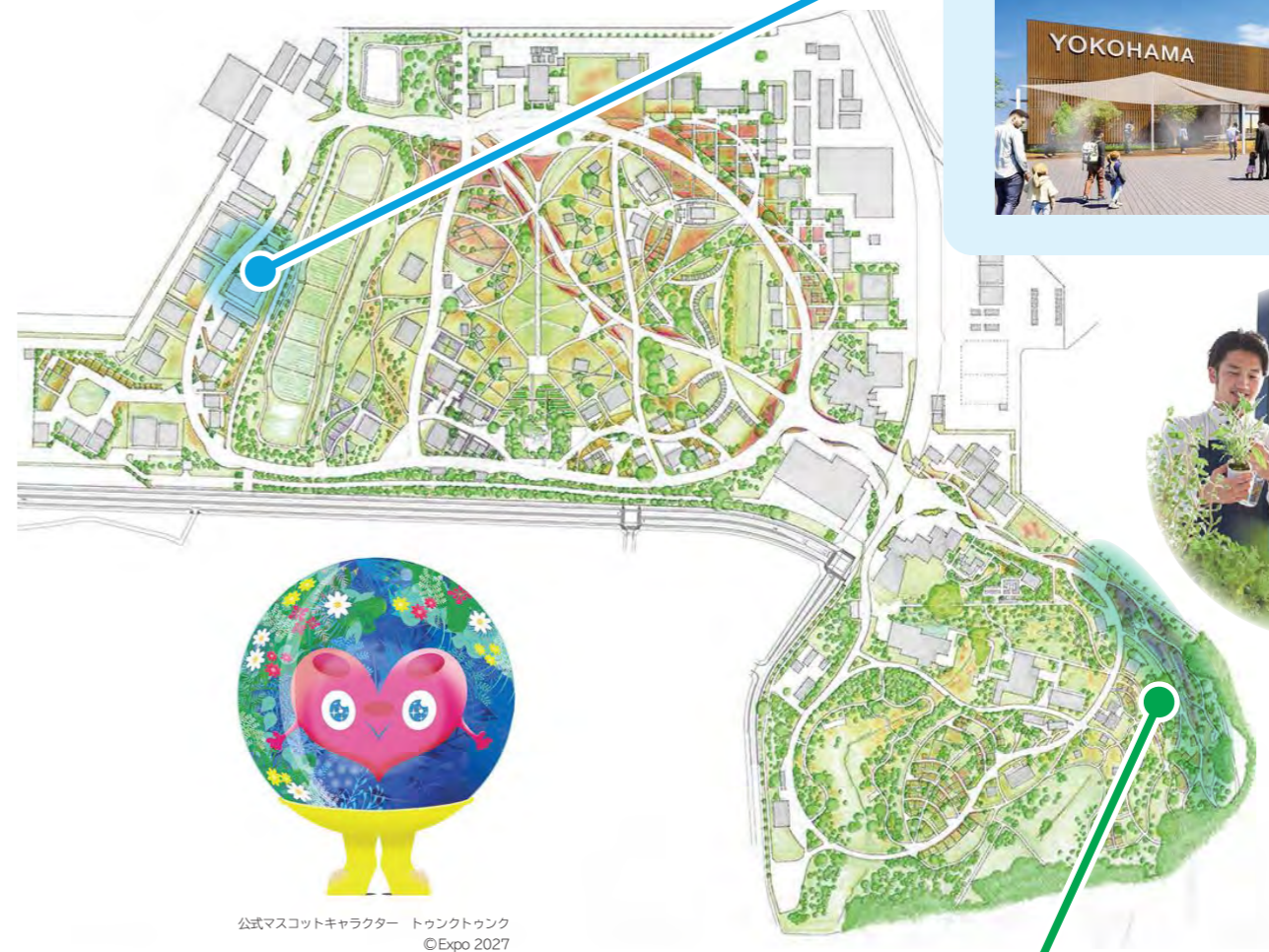
3 フィールドづくり 募集人数▶約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



横浜市出展コンセプト

世界の明日を、みんなでひらく



公式マスコットキャラクター トウンクトゥンク ©Expo 2027

建物空間を活用した発信拠点

資源やエネルギーの循環を身近に感じられる展示と体験を通して、地球にやさしい新しい暮らし方を提案

活動する
ボランティア

1 プログラム運営補助



フィールドを活用した活動拠点

横浜産植物を活用した美しい花壇やフィールドを舞台に、ガイドツアーやワークショップなど、子どもから大人まで誰もが楽しめる体験の場を提供

活動する
ボランティア

1 プログラム運営補助
2 ツアーガイド
3 フィールドづくり



お問合せ

横浜市出展ボランティア問合せセンター

受付期間：2026年7月1日(水)～8月14日(金)

TEL: 0120-598-548 (平日10:00～17:00 ※土日祝休み)

E-mail: yokohama-field@tsp-work.jp



令和 7 年度横浜市及び瀬谷区における児童虐待の対応状況について

1 児童虐待の対応状況

令和 7 年度における瀬谷区内の児童虐待対応件数は 772 件に上ります。児童人口比では市人口比 2.83% を大幅に上回る 4.84% です。背景には、若年での出産、ひとり親、生活困窮、保護者の疾患など、これらのさまざまな事情や困りごとが重なっている世帯が多いことが挙げられます。

	令和 7 年度	令和 6 年度	増減
横浜市	14,180 件	13,421 件	+759 件
市児童人口比	2.83%	2.52%	+0.31pt
瀬谷区	772 件	589 件	+183 件
区児童人口比	4.84%	3.44%	+1.40pt

2 地域の皆様をお願いしたいこと ～心配な子どもがいたら～

「虐待を受けているかもしれない」「心配な子どもがいる」など、お気づきのこと、気になることがありましたら、まず、その様子をご連絡（相談）ください。

※秘密は守ります。匿名でもかまいません。

連絡（相談）先

【平日】

- ・瀬谷区こども家庭支援課 ☎ 367-5608 (8:45~17:15)
FAX 367-2943
- ・西部児童相談所 ☎ 331-5471 (8:45~17:15)

【24 時間 365 日受付】

(はまっ子 24 時間)

- ・よこはま子ども虐待ホットライン ☎ 0120-805-240
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 (いちはやく)

3 令和8年度瀬谷区児童虐待防止事業について

地域の関係機関等とともに、児童虐待の早期発見、発生防止を進めていくことを目的に、児童虐待に関する連絡会や啓発イベントなど、児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。

(1) 要保護児童対策地域協議会

ア 区児童虐待防止連絡会

開催日：令和8年6月22日

内 容：関係機関の区代表者レベルの会議。機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議。

イ エリア別会議

開催日：原中学校エリア 9月頃（場所：調整中）

【出席依頼地区：阿久和北部、阿久和南部、三ツ境、宮沢】

瀬谷中学校エリア 10月頃（場所：調整中）

【出席依頼地区：相沢、瀬谷北部、瀬谷第一、瀬谷第二、本郷】

*主任児童委員連絡会には別途依頼をしていきます。

内 容：中学校区でその地域の実情に応じた支援・連携方法を検討し、顔の見える関係づくりの推進。

ウ 個別ケース検討会議

開催日：随時開催

内 容：当該世帯に対する具体的な支援内容や各機関の役割を検討。

(2) 啓発事業

ア 子育て応援イベント

対 象：市民向け

開催日：令和8年10月開催予定

内 容：児童虐待防止を目的としたグッズやリーフレットの配布等による普及啓発。

イ 地域の関係機関向けの啓発講演会

対 象：学校、保育・教育施設、民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会、医療機関等

開催日：令和8年11月12日（木）午後 瀬谷区役所5階大会議室

ウ 児童虐待防止啓発パネル展

対 象：市民向け

開催日：令和8年11月予定（場所は調整中）



児童虐待対応の事例の紹介

参 考 資 料
瀬谷区こども家庭支援課

区役所に情報提供すると、「どこから情報提供されたのか。」を相手に知られてしまうのではないかというご心配や、「情報提供した後に、どのように対応しているのか。」といった質問をいただくことがあります。

区民の皆様から児童虐待に関する情報の提供があった際の、区役所の対応についてご紹介します。

※実際にあった事例から一部加工してあります

【事例】

・瀬谷区〇〇町に住む△△さんから、区役所に情報提供がありました

「近所の住宅から、子どもの泣き声と大人の怒鳴る声が頻繁に(週に2～3回)、夜の7時頃に聞こえてくる。日によっては1時間くらい泣き止まない日もあるので心配で電話した。」

区役所の対応

・情報提供のあった世帯に関して調査を行います。

→対象のご家庭が特定できた場合

・家庭訪問し、状況確認を行います。

(例)「お子さんのことで心配な様子があると連絡を受けたので来ました。なにかお子さんのことで、お困りのことはありませんか？」等、状況を確認します。

・子どもに心配な状況があれば、面接し改善を図っていきます。

・保護者の困りごと等があれば、子育て支援サービス等につないでいきます。

※ 保護者等から「どこから連絡があったのか。」と聞かれても、情報提供者の氏名や内容をお伝えすることはありません。

→対象が特定できなかった場合

・区役所の子育て相談のちらしなどを各戸へ配布して相談を促します。

【地域の皆様へお伝えしたいこと】

・不確定な情報でも「もしかして虐待を受けているのかも。」「子どもに心配な状況があった。」でも構いませんので、把握した時にはそのままにせず、ご連絡をお願いします。

・情報提供者のことは保護者には伝えませんので、安心してご連絡ください。

・対応の結果は個人情報保護の観点から、情報提供者にお伝えできませんのでご了承ください。

【児童虐待防止啓発パネルの貸し出しについて】

子育ての悩みに応じた、子育てのヒントや親子の居場所の情報が満載のパネルを地域の各種イベント等で活用していただくため、貸し出しを行っています。こども家庭支援課こどもの権利擁護担当(045-367-5608)まで、お気軽にお問合せください。

令和7年度 横浜市における児童虐待の対応状況

令和7年度の横浜市における児童虐待の対応状況について、区役所と児童相談所のそれぞれの状況をお知らせします。

《令和7年度の傾向》

- ・市全体の対応件数の合計は 14,180 件と過去最大、前年度から 759 件増加(前年度比 5.7%増)しました。
- ・年齢別件数は、年齢を問わず増加していますが、特に「0歳」が 13.0%増、「16 歳以上」が 12.9%増、「13～15 歳」が 12.1%増と高くなっています。
- ・経路別件数のうち、前年度に比べて増減が大きかった主な経路及び件数は、「警察等」からの通告が 696 件増、「家族・親戚」が 325 件増、「福祉保健センター」が 178 件減でした。

【児童虐待相談の対応状況】

1 対応件数 児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

(単位:件)

	令和3年度※	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
					件数	前年度比	構成比
区役所	3,821	3,949	4,429	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	28.2%
児童相談所	7,659	9,028	9,606	9,365	10,181	816 (8.7%)	71.8%
市全体	11,480	12,977	14,035	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%

※児童虐待相談の対応件数について

令和6年1月に子ども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4年度以降については、通告・相談受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース(虐待非該当ケース)を除外しています。なお、令和3年度については、虐待非該当ケースを含む件数を参考値として掲載しています。

2 相談種別件数

(単位:件)

区分	市全体				区役所				児童相談所			
	6年度	7年度			6年度	7年度			6年度	7年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
身体的虐待	3,066	3,161	95 (3.1%)	22.3%	812	902	90 (11.1%)	22.6%	2,254	2,259	5 (0.2%)	22.2%
性的虐待	130	89	▲41 (▲31.5%)	0.6%	20	17	▲3 (▲15.0%)	0.4%	110	72	▲38 (▲34.5%)	0.7%
心理的虐待	7,038	7,863	825 (11.7%)	55.5%	1,326	1,422	96 (7.2%)	35.6%	5,712	6,441	729 (12.8%)	63.3%
ネグレクト	3,187	3,067	▲120 (▲3.8%)	21.6%	1,898	1,658	▲240 (▲12.6%)	41.5%	1,289	1,409	120 (9.3%)	13.8%
合計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は 100.0%にならない場合があります。

3 年齢別件数

(単位:件)

区分	市全体				区役所				児童相談所			
	6年度	7年度			6年度	7年度			6年度	7年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
0歳	690	780	90 (13.0%)	5.5%	305	305	0 (0%)	7.6%	385	475	90 (23.4%)	4.7%
1～6歳	5,099	5,168	69 (1.4%)	36.4%	2,024	1,968	▲56 (▲2.8%)	49.2%	3,075	3,200	125 (4.1%)	31.4%
7～12歳	4,703	4,941	238 (5.1%)	34.8%	1,271	1,267	▲4 (▲0.3%)	31.7%	3,432	3,674	242 (7.1%)	36.1%
13～15歳	1,899	2,128	229 (12.1%)	15.0%	344	358	14 (4.1%)	9.0%	1,555	1,770	215 (13.8%)	17.4%
16歳以上	1,030	1,163	133 (12.9%)	8.2%	112	101	▲11 (▲9.8%)	2.5%	918	1,062	144 (15.7%)	10.4%
合計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

4 主たる虐待者別件数

(単位:件)

区分	市全体				区役所				児童相談所			
	6年度	7年度			6年度	7年度			6年度	7年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
実父	5,422	5,879	457 (8.4%)	41.5%	1,174	1,206	32 (2.7%)	30.2%	4,248	4,673	425 (10.0%)	45.9%
実父以外の父	375	368	▲7 (▲1.9%)	2.6%	56	52	▲4 (▲7.1%)	1.3%	319	316	▲3 (▲0.9%)	3.1%
実母	7,334	7,647	313 (4.3%)	53.9%	2,783	2,702	▲81 (▲2.9%)	67.6%	4,551	4,945	394 (8.7%)	48.6%
実母以外の母	25	32	7 (28.0%)	0.2%	8	6	▲2 (▲25.0%)	0.2%	17	26	9 (52.9%)	0.3%
その他	265	254	▲11 (▲4.2%)	1.8%	35	33	▲2 (▲5.7%)	0.8%	230	221	▲9 (▲3.9%)	2.2%
合計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

次項あり

5 経路別件数

(単位:件)

区分	市全体				区役所				児童相談所			
	6年度	7年度			6年度	7年度			6年度	7年度		
		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比		件数	前年度比	構成比
警察等	4,691	5,387	696 (14.8%)	38.0%	0	1	1 (-)	0.0%	4,691	5,386	695 (14.8%)	52.9%
学校	2,016	1,883	▲133 (▲6.6%)	13.3%	764	694	▲70 (▲9.2%)	17.4%	1,252	1,189	▲63 (▲5.0%)	11.7%
家族・親戚	1,495	1,820	325 (21.7%)	12.8%	531	694	163 (30.7%)	17.4%	964	1,126	162 (16.8%)	11.1%
福祉保健 センター※1	1,522	1,344	▲178 (▲11.7%)	9.5%	1,126	1,014	▲112 (▲9.9%)	25.4%	396	330	▲66 (▲16.7%)	3.2%
児童相談所	919	927	8 (0.9%)	6.5%	173	112	▲61 (▲35.3%)	2.8%	746	815	69 (9.2%)	8.0%
近隣・知人	767	688	▲79 (▲10.3%)	4.9%	280	250	▲30 (▲10.7%)	6.3%	487	438	▲49 (▲10.1%)	4.3%
保育所	405	438	33 (8.1%)	3.1%	327	359	32 (9.8%)	9.0%	78	79	1 (1.3%)	0.8%
医療機関	342	385	43 (12.6%)	2.7%	195	185	▲10 (▲5.1%)	4.6%	147	200	53 (36.1%)	2.0%
児童福祉施設 等	194	253	59 (30.4%)	1.8%	105	136	31 (29.5%)	3.4%	89	117	28 (31.5%)	1.1%
児童本人	179	252	73 (40.8%)	1.8%	22	34	12 (54.5%)	0.9%	157	218	61 (38.9%)	2.1%
他都道府県 市町村	187	191	4 (2.1%)	1.3%	187	189	2 (1.1%)	4.7%	0	2	2 (-)	0.0%
幼稚園	115	87	▲28 (▲24.3%)	0.6%	70	52	▲18 (▲25.7%)	1.3%	45	35	▲10 (▲22.2%)	0.3%
児童委員	36	15	▲21 (▲58.3%)	0.1%	33	15	▲18 (▲54.5%)	0.4%	3	0	▲3 (-)	0.0%
教育委員会 等	17	9	▲8 (▲47.1%)	0.1%	9	8	▲1 (▲11.1%)	0.2%	8	1	▲7 (▲87.5%)	0.0%
その他 ※2	536	501	▲35 (▲6.5%)	3.5%	234	256	22 (9.4%)	6.4%	302	245	▲57 (▲18.9%)	2.4%
合計	13,421	14,180	759 (5.7%)	100.0%	4,056	3,999	▲57 (▲1.4%)	100.0%	9,365	10,181	816 (8.7%)	100.0%

【注】各区分の構成比は、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、それらの合計は100.0%にならない場合があります。

※1: 区こども家庭支援課が業務(母子手帳交付、乳幼児健診、各種手当手続き、保育所相談等)を契機に把握・対応したものと及び市内他区からの住所異動により引き継いだ案件を含む。

※2: 継続支援中の児童のきょうだい児について、通告等を経ずに支援対象として支援を開始することが望ましいと判断した案件や、児童の状況確認ができず調査や支援等を行った案件等を含む。

お問合せ先

(記者発表資料全般に関すること)

こどもの権利擁護課長 足立 Tel 045-671-4208

(児童相談所に関すること)

中央児童相談所虐待対応・地域連携課長 川尻 Tel 045-260-6534

自治会町内会長 各位

市地防第 179 号
令和 8 年 6 月 12 日

横浜市防犯のまちづくり推進条例の制定及び 横浜市防犯のまちづくり推進プランの策定【情報提供】

1 趣旨

近年、犯罪件数の増加や犯罪手口の多様化・巧妙化などにより、市民の暮らしが脅かされています。こうした中、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、「横浜市防犯のまちづくり推進条例」を制定するとともに、本条例の目的を達成する基本計画として、「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」を策定しましたのでご報告します。

本プランの推進にあたっては、市民及び事業者の皆様のご協力を得ながら、警察等の関係機関とも連携し、市役所一丸となって取り組んでまいりますので、今後もより一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】プラン推進へのご協力をお願いいたします。

【地区連長】地区連合定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付しますので、定例会等での情報提供及びプラン推進へのご協力をお願いいたします。

3 概要

(1) 条例の概要

別紙 1 のとおり

(2) プランの概要

ア 位置づけ

条例の目的達成に向け、総合的かつ計画的に施策を推進するための基本計画（条例第 7 条）となります。

イ 主な取組

別紙 2 のとおり

(3) 条例及びプランの策定経緯

年月	事項
令和 8 年 1 月	市連会・区連会において、条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施説明
令和 8 年 1～2 月	条例案骨子及びプラン素案に対するパブリックコメントの実施
令和 8 年 5～6 月	市会第 2 回定例会で条例案審査及びプラン原案報告
令和 8 年 6 月 12 日	条例の公布及びプランの策定

市民局地域防犯支援課 川口・蔦井
電話：045-671-3705
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

横浜市防犯のまちづくり推進条例について

1 概要

目的	防犯のまちづくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、市民の安心及び安全の確保に資することを目的とします。
定義	この条例において、 防犯のまちづくり とは、 市民等の防犯意識の啓発、犯罪の発生しにくい社会環境の整備その他防犯に係る取組を、市、市民等及び関係機関が協働し、連携して行うこと をいいます。
基本理念	市及び市民等は、誰もが安心して安全に暮らすことができる社会を実現するため、次の事項を基本として防犯のまちづくりに取り組みます。 ① 市民の安心及び安全を脅かすおそれが、身近に潜んでいる可能性があることを意識すること。 ② こども、高齢者その他防犯において特に配慮を要する者の安心及び安全の確保に努めること。 ③ 市内各地域の実情を踏まえた防犯の取組を、活力のある地域社会の形成にも資するよう総合的かつ継続的に推進すること。
本市の責務	国、神奈川県その他の関係機関と連携を図り、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施します。
市民の役割	自らが犯罪被害を受けることを防止するよう必要な対策に努めるとともに、他の市民と支え合い、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
事業者及び地域活動団体の役割	事業又は活動を通じて、防犯のまちづくりに関する市及び関係機関の施策の実施に協力するよう努めます。
計画の策定	市は条例の目的を達成するため、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定します。 また、計画を策定し、これを変更する場合は、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じます。
施策の推進	市は個人情報の保護等に配慮しつつ、データの分析、デジタル技術の積極的な活用等により、防犯のまちづくりに関する施策を推進します。

2 施行日

令和8年6月12日（公布の日）

横浜市防犯のまちづくり推進プラン概要

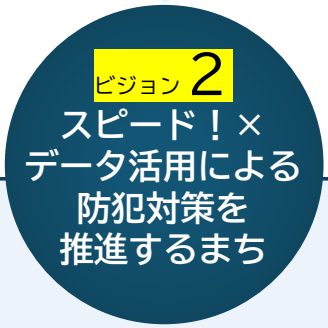
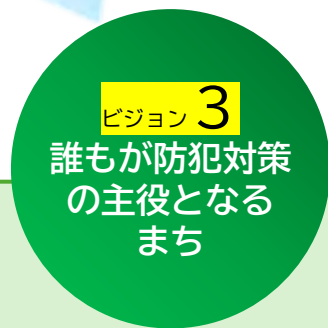
1 取組の全体像



先端技術で守る

自分たちのまちは
自分たちで守る

迅速・的確な
防犯データで守る



<重点取組>

- GISマップを活用した「暗がりの解消」
- 防犯灯を活用した地域の見守り強化

<重点取組>

- 「よこはま安心ボックス」の設置支援
- 地域防犯カメラの設置支援
- 「ながら見守り」の強化
- 「ハマパト」のモデル実施

<推進取組>

- 「こども・安全安心マップ」の活用
- AI防犯カメラのモデル導入の検討

<重点取組>

- データ活用による特殊詐欺対策の強化
- 防犯情報の迅速・効果的な発信

<推進取組>

- 地域防犯活動への支援
- 環境美化活動を通じた防犯対策
- 防犯の視点を取り入れた身近な公共空間づくり

<推進取組>

- 対象者に合わせた防犯啓発
 - ▶地域特性に応じた啓発
 - ▶教育・福祉と連携した啓発
 - ▶横浜市消費生活総合センターにおける相談情報の活用
- 「こども・安全安心マップ」の活用
(再掲)

＜重点取組＞

■GIS※マップを活用した「暗がりの解消」

これまでの地域からの要望に応えた設置に加え、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の可能性のある場所としてマップに可視化し、防犯灯の設置候補情報として活用することで、効率的かつ計画的に「暗がり」の解消を目指します。

※「GIS」…地図上に位置情報を持つデータを重ね合わせ、コンピュータで管理・分析・可視化する技術



防犯灯の位置情報を記載した地図データ（イメージ）

暗がりのイメージ

取組指標	夜間照度（灯りの充足率）	
	現状（2025）	目標（2029）
	70%	100%

■防犯灯を活用した地域の見守り強化

小学校周辺に防犯カメラ機能を備えた防犯灯を設置するほか、位置情報が確認できるIoT※機能等を追加した「スマート防犯灯」による見守りシステムのモデル事業の効果を検証し、地域の見守りの強化につなげます。

※「IoT」…機器をインターネットにつないで情報を把握する仕組み

取組指標	小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率	
	現状（2025）	目標（2029）
	0%	100%

＜重点取組＞

■データ活用による特殊詐欺対策の強化

特殊詐欺の発生状況や手口など、警察等から提供されるデータを活用し、市民への効果的な注意喚起を行います。

また、本市の各部署が日常業務で行う通知や周知の機会を活用し、通知等の対象者に応じた防犯情報をあわせて届けるなど、効率的・効果的に被害防止や犯罪の加担防止につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

■防犯情報の迅速・効果的な発信

多様化する犯罪の発生情報や速やかな注意喚起を要する防犯情報について、LINE等のSNSや防犯Eメールなど、即時性の高い手段を活用して、スピーディーな周知を図ります。

また、様々な広報媒体を通じて、自らを守る防犯の取組等を分かりやすく発信し、一人ひとりの防犯行動につなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状（2025）	目標（2029）
	67.3%	75%

＜重点取組＞

■「よこはま安心ボックス」の設置支援

ネット通販の普及等に伴い、宅配需要が高まる中で、対面での受け取りへの不安や、盗難、個人情報流出等のリスクがあることを踏まえ、宅配ボックスの設置費用を補助し、安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めます。また、再配達削減により、環境負荷の低減にもつなげます。

取組指標	防犯対策を実施していると答えた市民の割合	
	現状 (2025)	目標 (2029)
	67.3%	75%

■地域防犯カメラの設置支援

自治会町内会への防犯カメラの設置補助を通じて、地域の防犯活動を支援し、地域主体の防犯力向上を目指します。

取組指標	防犯カメラの設置率 (自治会町内会新規要望充足率)	
	現状 (2025)	目標 (2029)
	60%	100%

■「ながら見守り※」の強化

通勤・通学や買い物、散歩など、日常生活の中での行動に防犯の視点を取り入れる「ながら見守り」の取組を推進します。無理のない形で地域の見守りを広げることで、地域の安心感の向上を図ります。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状 (2020)	目標 (2029)
	65.7%	100%

※「ながら見守り」は、わんわんパトロールやランニングパトロールなどのほか、自治会町内会等で行っている清掃活動など、身近な地域活動の中に防犯の視点を取り入れることで実践できる見守りです。

■「ハマパト」のモデル実施

地域の自主パトロールが困難な時間帯に、青色回転灯等を装備した車両による防犯パトロール「ハマパト」をモデル実施し、有効性や運用上の課題を整理します。モデル実施にあたっては、実施結果を地域と共有するなどして、地域防犯対策の強化につなげていきます。

取組指標	自治会町内会の防犯活動実施率	
	現状 (2020)	目標 (2029)
	65.7%	100%



区連会 6 月 説明 資料
令和 8 年 6 月 1 8 日
瀬谷区社会福祉協議会

瀬更保発第46号
令和8年6月18日

自治会・町内会 会長 各位

瀬谷更生保護協会
会長 高岩 敏和

第76回「社会を明るくする運動」のポスター掲示について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、更生保護活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

この取り組みは毎年7月1日から31日までの1か月間を強調月間としており、瀬谷区では、広報車による啓発宣伝、駅頭啓発、中学生作文コンテスト、地区集会等を行い、青少年健全育成や非行防止並びに更生を支援する活動に努めております。

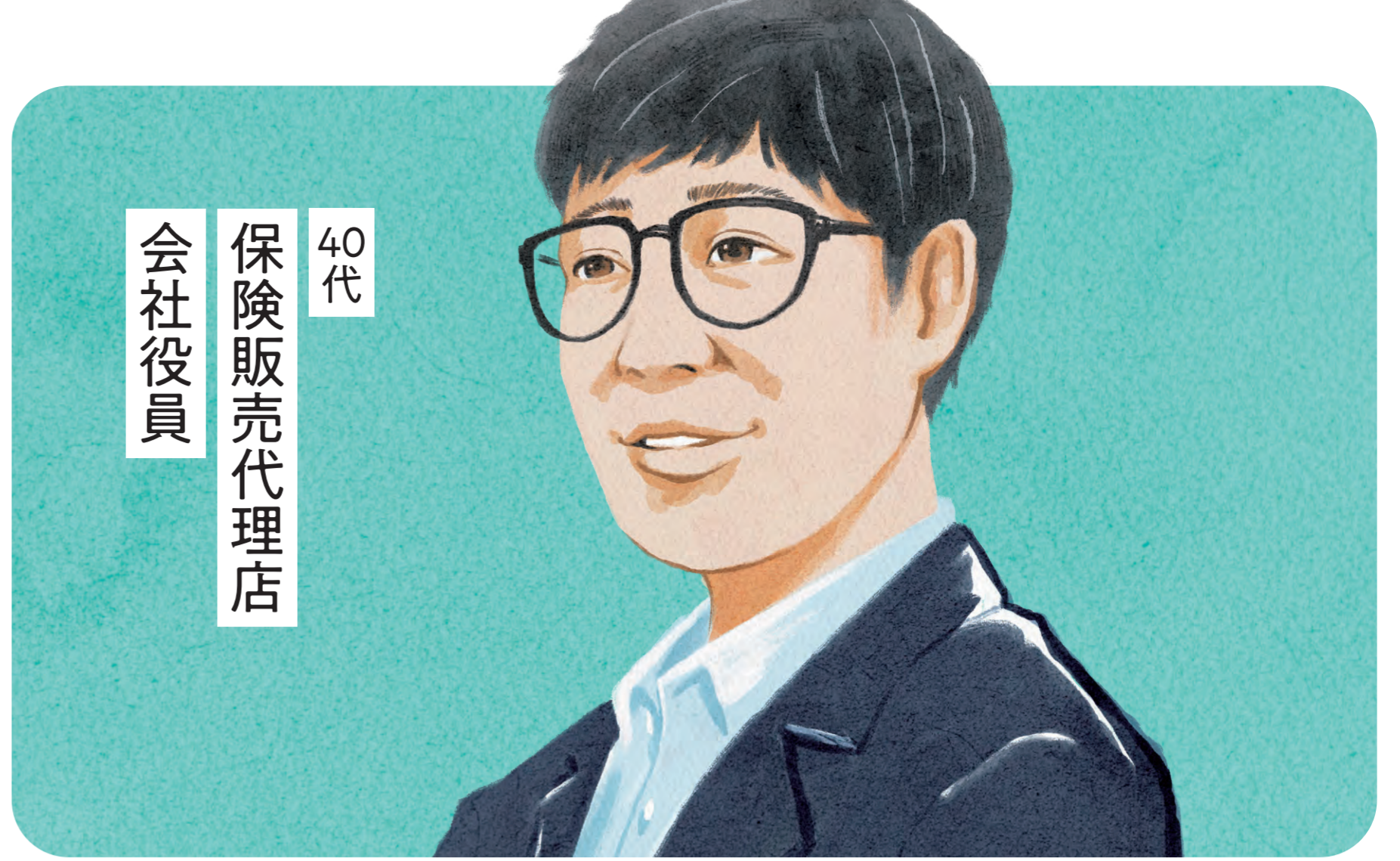
つきましては“社会を明るくする運動”の強調月間に伴い、PRポスターを各自治会・町内会掲示板へご掲示いただきますようご協力をお願いいたします。

事務局：瀬谷更生保護協会
瀬谷区二ツ橋町469
せやまる・ふれあい館2階
(瀬谷区社会福祉協議会内)

担 当：福永

電 話：361-2117

F A X：361-2328



保護司になるなんて、



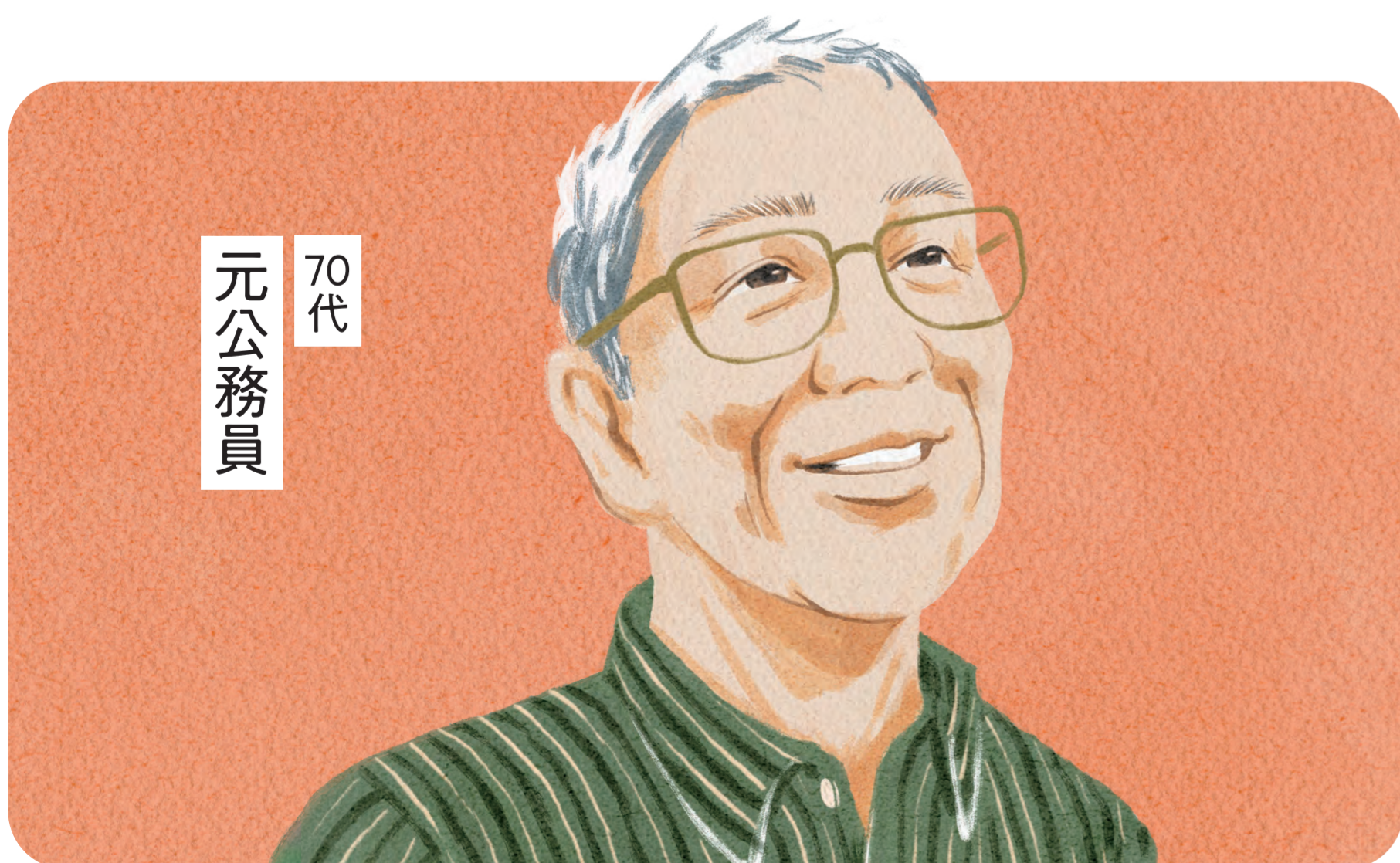
過ちからの立ち直りを支援する、
更生保護のボランティア。

さまざまな年齢や経歴の人が、
対話を通じて一人一人に寄りそう
「保護司」として活躍しています。

話を聴くのが好き。
地域の役に立ちたい。
そんな気持ちを持つあなたも、
次の保護司かもしれません。



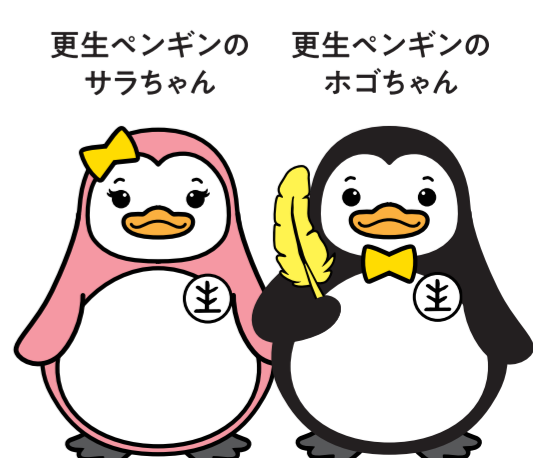
思ってもみなかった。



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第76回 社会を明るくする運動

主唱 /
法務省
MINISTRY OF JUSTICE



横浜の夜景の先に、
君の使命がある

【一般曹候補生試験案内】

対象：18歳 ~ 33歳未満

受付期間：第2回 7月1日(水) ~ 9月1日(火)

第3回 9月15日(火) ~ 11月20日(金)

【2等陸・海・空士試験案内】

対象：18歳 ~ 33歳未満

受付期間：7月21日(火) ~ 8月5日(水)

(月1回基準で実施中)

【航空学生試験案内】

対象：18歳 ~ 24歳未満

受付期間：7月1日(水) ~ 8月28日(金)

資料請求は、下記の電話又はQRコードをご利用ください

自衛隊神奈川地方協力本部 **横浜中央募集案内所**
横浜市中央区山下町253-2

TEL : 045-662-9427



犯罪者に与えない!

フィッシングで犯罪者に個人情報等を与えない



フィッシングとは、金融機関や大手企業等を装った偽のメール・SMS等のメッセージにより本物そっくりに作り込まれた偽サイトへ誘導され、ID・パスワードやクレジットカード番号等を入力させ盗み取ることをいいます。

不正に入手されたID・パスワード等を悪用され、お金や商品をだまし取られる被害も発生してしまう可能性があります。

メールに記載されたリンクはクリックせず、ブラウザの「お気に入り」「ブックマーク」または「アプリ」からアクセスしましょう。

口座の売買・貸与で犯罪ツールを与えない

SNS等を通じて手軽に高収入が得られるように装い、口座の売買等を持ちかけてきます。

口座を他人に売る・貸す・譲渡することは犯罪です。

売買等された口座は特殊詐欺やマネーロンダリング等の犯罪行為に悪用されます。



口座を売るだけで、逮捕されたり、新しい口座を作れなくなり就職に支障が出たり、売った口座が悪用され賠償金を請求されることがあります。

自分の人生を守るために絶対にやめましょう。



県民のまもり



発行 令和8年6月
神奈川県警察本部
総務部広報県民課
電話 045-211-1212

第322号

KANAGAWA PREFECTURAL POLICE

https://www.police.pref.kanagawa.jp/

自転車交通違反に対する 交通反則通告制度(青切符)が適用!

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)の適用が開始されました。

交通反則通告制度とは、運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終結される制度です。

正しい交通ルールを知って自転車を安全に利用しましょう。

主な反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円
遮断路切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反(右側通行等)	
指定場所一時不停止等	5,000円
自転車制動装置不良(ブレーキなし等)	

自転車の交通ルール学習はこちらから
県警察公式アプリ「かながわポリス」



生活道路において自動車の法定速度が 引き下げられます!!



令和8年9月1日から

生活道路※における自動車の法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。

▼引き続き法定速度「時速60キロメートル」とされる道路

- ① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ② 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ④ 自動車専用道路

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度になります。

神奈川県警察
警察官・事務職員募集



水難・山岳遭難に備えて

海や川のレジャーには命を守る
ライフジャケットを身に着けて!



神奈川県警察

水難への備え

令和7年に発生した水難は58件71人でした。
水泳や水遊び、釣り中の水難が多く発生しています。
子どもから目を離さない、飲酒後に遊泳はしない、危険な場所に近づかない、天候を確認するとともに、ライフジャケットの着用を徹底しましょう。

山岳遭難への備え

令和7年に発生した山岳遭難は175件196人でした。
道迷いや疲労、転倒による山岳遭難が多く発生しています。
事前に登山アプリなどを活用して、登山ルートやコースタイムを確認し、無理のない登山計画を立て、当日は体調に応じた登山をしましょう。



災害に備えて

【毎年9月1日は防災の日です】 防災週間…8月30日から9月5日

- ・ 災害発生時の行動を家族で話し合い、避難経路や危険箇所を確認しましょう。
- ・ 非常食の備蓄だけでなく冷蔵庫なども活用し、1週間分の食料を備えましょう。
- ・ 神奈川県警察では、自然災害や事故災害に備え、様々な訓練を行っています。



みなでとめよう!!国際電話詐欺 #みんとめ

「二セ警察詐欺」に注意!!

令和7年中の神奈川県内の特殊詐欺は
認知件数 2,479件、被害額 約135億4,100万円
警察官をかたり、捜査などの名目で、犯人が指定する方法で送金させ、金銭をだまし取る特殊詐欺が増加しています。

- ・ 警察は、SNSで連絡することはありません。
- ・ 警察は、逮捕状などの画像を送りません。
- ・ 警察は、捜査等の名目で金銭を要求しません。

【国際電話番号をブロックする警察庁推奨アプリ】



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ



ダウンロードはこちら ▶▶▶

SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺が多発しています!!

令和7年中の神奈川県内のSNS型投資・ロマンス詐欺は
認知件数851件、被害額約143億9,800万円

SNS型投資詐欺とは

SNSを通じて、株や暗号資産等に投資すれば利益が得られるものと誤信させ、「投資金」や「手数料」などという名目で金銭等をだまし取る手口



SNS型ロマンス詐欺とは

SNSを通じて、恋愛感情や親近感を抱かせ、結婚に伴う資金調達などを匂わせて投資を勧めるなどして金銭をだまし取る手口

被害に遭わないために…

- 「絶対に儲かる」「100%保証」等と言われたら詐欺と疑う
- 一度も会ったことのない人から金銭等の要求や投資に誘われたら詐欺と疑う
- 送金や入金前に家族や友人に相談をする

↓ 折り線①

1708790

134 東京稲巻地区東池袋4-15-2 リトス入会のご案内

横浜市地震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
株式会社入会ガイドブック行

〒
申請者
氏名
フリガナ

↑ 折り線②

↓ 折り線③

↑ 折り線④

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

6998

株式会社入会ガイドブック行
〒105-8565 東京都港区赤坂1-15-1
TEL:03-3433-1111 FAX:03-3433-1112
URL:www.litoss.com

2024年1月31日まで(必ず手配)

多摩地区
常島 局
水 6998

1708790

134 東京稲巻地区東池袋4-15-2 リトス入会のご案内

横浜市地震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
株式会社入会ガイドブック行

〒
申請者
氏名
フリガナ

↑ 折り線②

↓ 折り線③

↑ 折り線④

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

6997

株式会社入会ガイドブック行
〒105-8565 東京都港区赤坂1-15-1
TEL:03-3433-1111 FAX:03-3433-1112
URL:www.litoss.com

2024年1月31日まで(必ず手配)

多摩地区
常島 局
水 6997

感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

停電から復旧時の火災

破損したコードからの漏電

ストーブと可燃物の接触

大きな揺れを感じて自動OFF 火災防止

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります！
重点対策地域は全額補助！それ以外の地域は一部補助します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅の「分電盤」を確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効) ※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

↓ 折り線①

1708790

134 東京稲巻地区東池袋4-15-2 リトス入会のご案内

横浜市家具転倒防止対策助成事業
受託事業者
株式会社入会ガイドブック行

〒
申請者
氏名
フリガナ

↑ 折り線②

↓ 折り線③

↑ 折り線④

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

6997

株式会社入会ガイドブック行
〒105-8565 東京都港区赤坂1-15-1
TEL:03-3433-1111 FAX:03-3433-1112
URL:www.litoss.com

2024年1月31日まで(必ず手配)

多摩地区
常島 局
水 6997

1708790

134 東京稲巻地区東池袋4-15-2 リトス入会のご案内

横浜市家具転倒防止対策助成事業
受託事業者
株式会社入会ガイドブック行

〒
申請者
氏名
フリガナ

↑ 折り線②

↓ 折り線③

↑ 折り線④

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

6997

株式会社入会ガイドブック行
〒105-8565 東京都港区赤坂1-15-1
TEL:03-3433-1111 FAX:03-3433-1112
URL:www.litoss.com

2024年1月31日まで(必ず手配)

多摩地区
常島 局
水 6997

家具転倒防止器具を設置して地震から身を守りましょう

対象が全世帯に拡充！

取付を支援します！
※要件あり

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります！
重点対策地域は全額補助！それ以外の地域は一部補助します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step2

家具転倒防止器具
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効) ※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

破損したコードからの漏電

停電から復旧時の火災

ストーブと可燃物の接触

大きな揺れを感じて自動OFF 火災防止

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります！
 重点対策地域は **全額補助**！それ以外の地域は **一部補助** します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1 自宅の「分電盤」を確認 3ページでご確認！

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了！ (郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)

申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
 株式会社アストガイシット行

横浜市長感震ブレーカー等設置推進事業
 受託事業者

料金受取人払郵便
 豊島局 承
 6998
 差出有効期間
 2027年1月
 31日まで
 (切手不要)



↑ 折り線 ④

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

↑ 折り線 ②

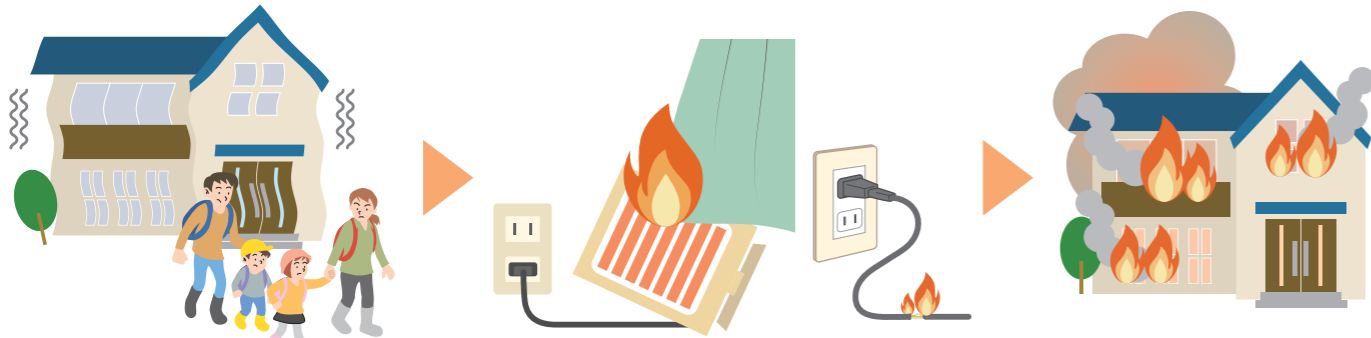
← 折り線 ③

必ず折り線に沿って
 折り込みをして下さい。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。(出典：総務省消防庁)



https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の制度を Check!



横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

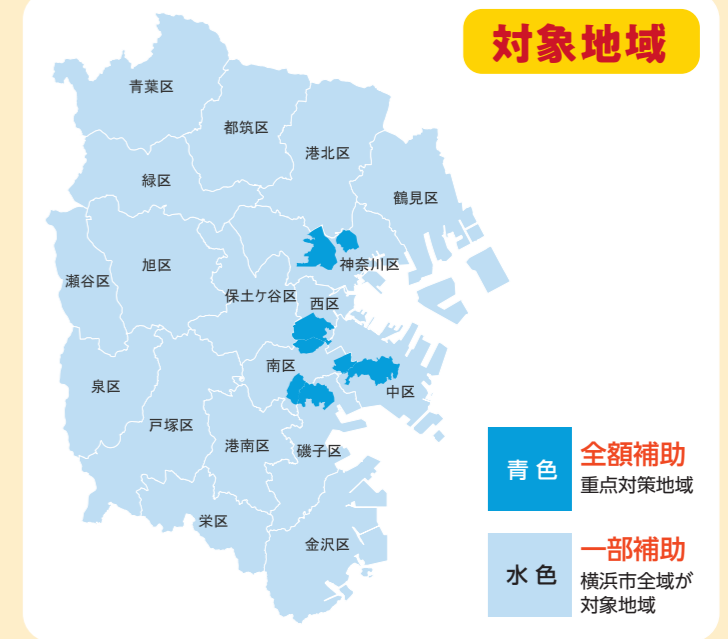
取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件（先着順）



対象地域

青色 全額補助
重点対策地域
水色 一部補助
横浜市全域が対象地域

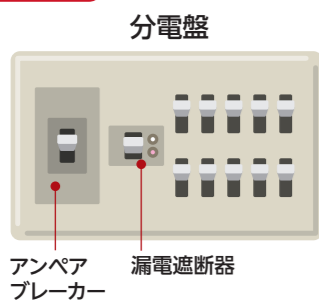
重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	養沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	● 南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

Step 1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？



選ぶのにお困りの際は、
お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、
より詳しくご案内が可能です。

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ることで、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器のみの通電を遮断するタイプ	
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	zen断+(プラス)	coco断	
写真						
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	感震部：幅 90× 縦 150× 奥行 55 バンド側：幅 55× 長さ 150× 奥行 16 ワイヤー長：480	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 60× 横 50× 奥行 33	縦 97.7× 横 55.2× 奥行 32.7	
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	
重点対策地域	無償		無償	無償	無償	
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)		申請者負担額 4,400円 (送料・税込)	申請者負担額 2,000円 (送料・税込)	申請者負担額 3,500円 (送料・税込)	申請者負担額 5,800円 (送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	
遮断までの時間	揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後～3分後(30秒毎に設定)	
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定格感度電流30mA以下である漏電ブレーカーが設けられている分電盤のみに作動する ・アース線との接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(線・ピン)は着脱式であり、取付時に選択が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コードや卓上電源タップには取付不可 ・本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、家全体の通電の遮断はできない。 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等	

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備がある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号からお電話をさせていただきます。



取付け訪問

(自己負担額は代引き)
※取付け時間は約30分を予定



- 申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- 器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課 令和8年5月

第1号様式(要綱第4条関係)

管理番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・1,800円		<input type="checkbox"/> zen断+(プラス)・・・3,500円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・4,400円		<input type="checkbox"/> coco断・・・5,800円	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・2,000円			
取付け代行の希望 (coco断は配送のみです。)			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付け希望日 (取付け代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 感震ブレーカーの取付け時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・ 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。 ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 			

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!
※要件あり



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!
神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX・E-mail でのお申し込みも可能です)



最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

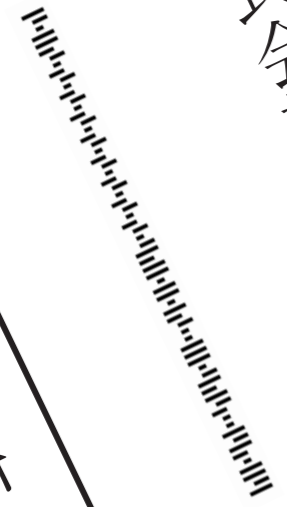
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
株式会社アトヴィンシット行

横浜市家具転倒防止対策助成事業
受託事業者

料金受取人払郵便
豊島局
承 6997
差出有効期間
2027年1月
31日まで
(切手不要)



→ 折り線 ④

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

↑ 折り線 ②

← 折り線 ③

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

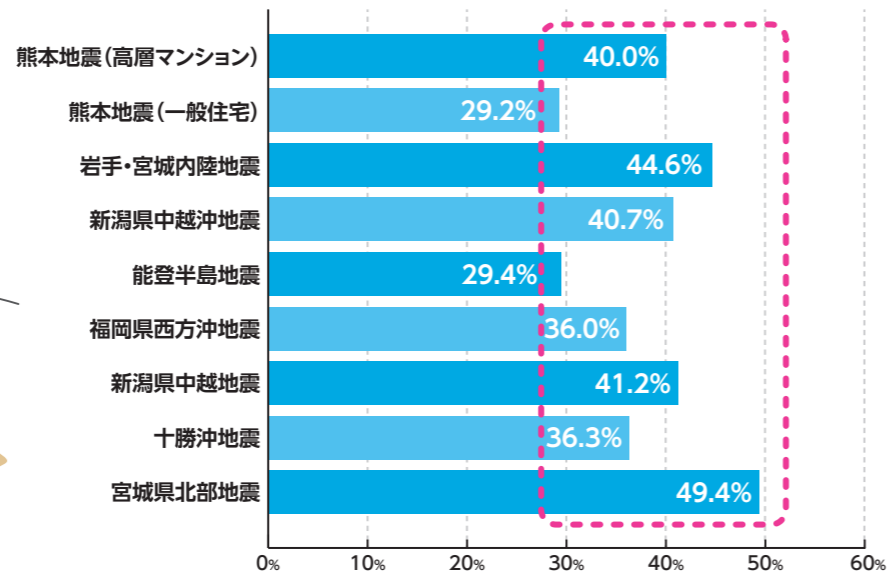
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

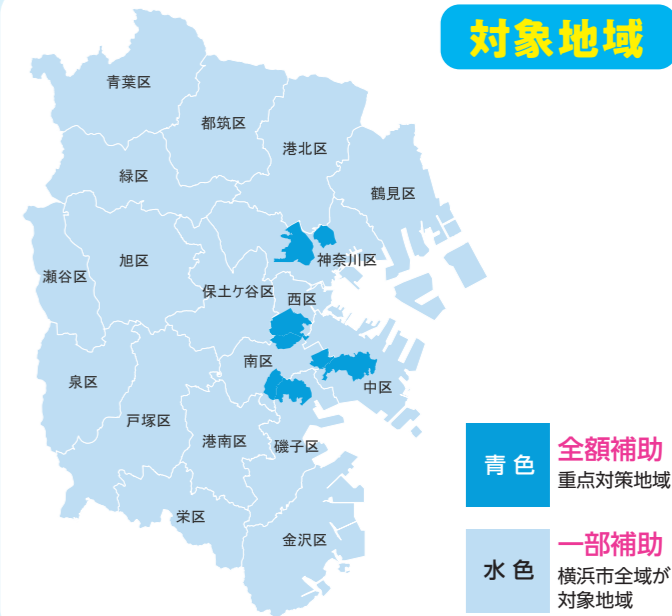
同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 300件 (先着順)

対象地域



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川13丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	箕沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	● 南区	● 南区	● 南区
	鷺山	大岡1丁目	大岡2丁目
	竹之丸		
	立野		

Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう

寝室にある家具や避難経路を塞ぐおそれのある家具などを検討しましょう。
申請できる器具は1組までです。

Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ



家具から天井までの高さ

突っ張り棒 小	30 ~ 45cm
突っ張り棒 中	45 ~ 65cm
突っ張り棒 大	60 ~ 100cm

突っ張り棒

家具転倒防止突っ張り棒
もしもの備えに安心の防災用品 (2本1組)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
小: 1,500円 (送料・税込)
中: 1,600円 (送料・税込)
大: 1,700円 (送料・税込)

ポイント 家具と天井の隙間に取り付けするタイプの器具です。ネジや釘が不要で賃貸住宅でも取付可能です。



寸法/幅 44mm×長さ 90cm×厚み 10mm

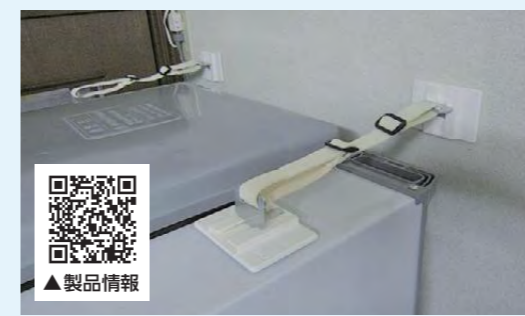
転倒防止板

ふんばる君 90 (1本1組) (ニトムズ)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
1,200円 (送料・税込)

ポイント 家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性能に優れた形状の転倒防止板です。家具の幅に合わせてハサミで切ることができます。



寸法/ベース: 縦 65mm×横 90mm、ベルト 24~40cm
目安安全重量/150kg 以下

ベルト式

スーパータックフィット マルチタイプ
(2本1組) (北川工業)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
1,500円 (送料・税込)

ポイント 粘着ゲルと特殊ベルトで転倒を防止します。壁と本体をベルトで支えるタイプで「冷蔵庫」や「キャスター付き機器」等の家具を固定可能。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/縦 65mm×横 90mm×奥行 130mm
目安安全重量/60kg 以下 壁面との隙間/70mm 以内

貼付式

スーパータックフィット TF-L (2個1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
1,600円 (送料・税込)

ポイント 強力な粘着力で壁に固定でき、ネジやクギなしで壁に穴をあける必要がありません。粘着力と振動吸収力で家具・家電の転倒防止に威力を発揮します。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/高さ 96mm×幅 20mm×奥行 96mm
耐荷重 150kg

L字金具

耐震ダブルアングルスチール製
自在回転タイプ サイズ30 (2個1組) (シロクマ)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
1,400円 (送料・税込)

ポイント 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」におすすめです。



寸法/40mm×40mm×厚さ5mm
耐荷重/4枚あたり 60kg

粘着耐震ゴム

タックフィット TF-40K (4枚1組)
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額
無償

重点対策地域以外の申請者負担額
1,200円 (送料・税込)

ポイント 液晶モニターやテレビの下に敷きます。強力な粘着力でしっかり固定し、転倒・落下を防ぎます。

「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>

Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。

通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号から
お電話をさせていただきます。



取付訪問

(自己負担額は代引き)
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

- 注意事項**
- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
 - 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
 - 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
 - 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
 - ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
 - ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付け代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式(要綱第4条関係)

(管理番号) _____

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 区 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する家具転倒防止器具(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(小).....1,500円		<input type="checkbox"/> ベルト式.....1,500円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(中).....1,600円		<input type="checkbox"/> 貼付式.....1,600円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(大).....1,700円		<input type="checkbox"/> L字金具.....1,400円	
<input type="checkbox"/> 転倒防止板.....1,200円		<input type="checkbox"/> 粘着耐震ゴム.....1,200円	
取付け代行の希望			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付け希望日 (取付け代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。 ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 ・ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付けできません。 ・ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。 ・取付け後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。 			

切り取り線

広報委員が にこてらす を取材しました

土曜で親子広場へのパパの参加が多かったです。産前のプレパパママや、パパのみのプログラムもあり、ママさんパパさん同士の情報交換が多いのも特長です。広い庭での遊びも好評です。相談もミルクの飲み方から就園就学など多岐にわたり、保育士から栄養士、保育コンシェルジュまで人材が豊富で、専門的な相談も受けられます。にこてらすは安心して遊べる場所です。地域の方の見学や花の手入れ・清掃などボランティアでの参加も大歓迎です。



▲庭とテラスが広い泥んこ遊びもOK！
◀広い親子広場、絵本も沢山

- 親子の広場：妊娠期のご家族や乳幼児親子の交流広場
- 子育てのノウハウや地域子育て支援情報の提供
- 妊娠期・子育て中の方向けプログラムや子育て支援講座の開催
- 専門スタッフ（横浜子育てパートナー）による相談
- 横浜子育てサポートシステム：「子どもを預かって欲しい人」と「子どもを預かれる人」が会員登録して地域ぐるみで子育てを支え合う会員制の有償支え合い活動



information

住 所 瀬谷区二ツ橋469 せやまる・ふれあい館1階
Tel.045-391-8316

開 館 日 火～土(祝日休)9:30～15:30

入館方法 子育て応援アプリ「パマトコ」
→ 地域子育て支援拠点登録



コラム通信

GREEN×EXPO 2027

横浜市主催の“海軍道路の桜の植樹式”が行われました。品種はコシノヒガンです。海軍道路の桜は倒木などの危険から撤去されましたが、一部の健康な桜が新規公園内に移植され、新しいものも含め40品種約640本の桜が長い期間楽しめます。



海軍道路の桜の植樹式（令和8年1月）

厚生労働大臣表彰を受賞

瀬谷第一地区民生委員児童委員協議会

会長 浅井 真知子

地域の高齢者見守り、相談、子育て支援活動をする中で、一人暮らし高齢者食事会「あじさい会」、子育てお母さんの集い「おいでおいで」は現在まで100回以上となり先輩民生委員から新人民生委員へと受け継いでいます。頂いた賞を励みにこれからも活動して参ります。



編集後記

(広報委員長 鈴鹿茂)

昨年12月に民生委員の一斉改選があり、新任の委員が活動を開始しています。今回はその委員の紹介をします。また、この「おとずれ」の編集をしているメンバーも新しくなりました。民生委員11名、主任児童委員2名で皆様に解りやすく、読みやすい記事を提供いたします。

広報委員会

- | | | | |
|----------------|--------------|---------------|--------------|
| (阿久和北部) 伊東 二三勝 | (阿久和南部) 鈴鹿 茂 | (三ツ境) 北村 香代子 | (瀬谷第一) 山坂 敏美 |
| (本郷) 御代川 邦博 | (瀬谷北部) 阿久津 修 | (瀬谷第二) 青木 ふみ子 | (細谷戸) 鈴木 加奈女 |
| (瀬谷第四) 馬目 康雄 | (南瀬谷) 内田 千津子 | (宮沢) 大森 富貴子 | (相沢) 大河原 公子 |
| (主任児童委員) 地曳 恵美 | | | |

瀬谷区役所からのお知らせ



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥックトゥック

第66号

令和8年6月発行
瀬谷区民生委員児童委員協議会
横浜市瀬谷区二ツ橋町190
電話 367-5710
発行責任者 吉川 裕子

おとずれ

ひとりじゃないよ！ つながる笑顔の仲間たち

令和7年12月に民生委員・児童委員の全国一斉改選が行われました



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」

ご挨拶

瀬谷区民生委員児童委員協議会
会長 吉川 裕子



令和7年12月の一斉改選で区民児協の会長に就任いたしました。新しい仲間を迎え、総勢143名の委員で3年間のスタートです。地区の委員同士、地域の皆様、そして区内の委員同士と少しずつ拡がり、集い・つながり・支え合う、顔の見える関係づくりを築いていきたいなと思います。「みんなで作る みんなのしあわせ」を目指すまち、瀬谷！にむけて、明るく、楽しく活動していきましょう。

民生委員って 何をしている人？



訪問相談活動



高齢者向けサロン



配食活動



子ども食堂



子育てサロン



登下校の見守り



定例会議、各種研修会

※地区により活動内容が異なります

瀬谷北部



大澤 八千代

境川の散歩

- 1 歌いながらウォーキング
- 2 川のせせらぎがある境川サイクリングコース沿い
- 3 未来ある子どもたちのパワー

細谷戸



地区会長：高久 正信

瀬谷みほらし公園

- 1 お金を貯めて食べ歩き
- 2 公園や野球のグラウンド等、憩いの場所と自然が多くあること
- 3 昔と比べて人と人の繋がり、ご近所付き合いが希薄になっていると感じました

*細谷戸地区は新任委員がないため、地区会長から回答をいただきました

民生委員が撮った富士山



はじめまして！ こんにちは！

新しい仲間です！！

民生委員
主任児童委員



瀬谷区の鳥オナガ

相 沢



渡部 裕子

吉田 智美

瀬谷区制40周年記念でもらった紫陽花

- 1 子どもたちと元気に挨拶したり、美味しい物を食べ身体を動かしたりすること
- 2 温かく明るい方が多く、また、季節を感じる花や緑が沢山あるところ
- 3 高齢者が多く助け合いが必要と感じましたが、心強い委員の仲間がいて安心しました

瀬谷第四



藤野 早苗

三浦 亜矢子

和泉川水緑ウォーク

- 1 社交ダンスの個人レッスンとダンスパーティー、食後のお酒でリラックスする時間
- 2 緑豊かなところ。一方横浜の西の外れに位置しながら短時間で中心街まで行ける立地
- 3 先輩委員の方々が皆優しく、人とのコミュニケーションが大切な活動であることを実感しており、それが楽しくなるよう努力します

本 郷



小松 長子 大瀧 紀子

本郷公園

- 1 果樹と花の栽培と「推し活」です
- 2 緑豊かで空が広く散歩、ウォーキングに適した環境
- 3 仲間の方々が、懸命に取り組み協力し合う姿

瀬谷第一



熊木 瑞枝

佐藤 恭子

高橋 昌子

高橋 雅恵



瀬谷北公園の桜

- 1 愛犬との散歩、孫の成長、ジムでの運動とおしゃべり、韓国ドラマを観ること
- 2 近所との連帯感、穏やかでどかな雰囲気と人が良い感じがするところ
- 3 活動を通して色々な方達と交流出来て楽しい民生委員仲間同士とのコミュニケーションが取りやすく楽しく活動できそう

瀬谷第二



松田 伸二

吉田 和子

仙田 律子

荒川 佐智子

南條 善美

杉山 幸

金子 加寿美

吉川 友子

- 1 1日頑張ったなあ〜と飲む至福の1杯
- 2 富士山もきれいに見えるところ
- 3 担当エリアの広さと、前任者への尊敬

スノーピークの屋上から撮影した富士山

南 瀬 谷



荒井 恵子

相沢川の桜

- 1 テニス
- 2 相沢川ウォーク、桜の季節は圧巻です！
- 3 サロンなどで、みなさんから元気をもらっています



新任委員に聞きました

- 質問 1 日々楽しみなことは？
- 質問 2 地域のすきなところは？
- 質問 3 活動を始めて感じたことは？



地区のイチオシ

宮 沢



椎名 久子

遠藤 祥子

宮沢バス停の椿の花

- 1 海外ミステリードラマを観たり、猫と暮らせる幸せを日々感じています
- 2 和泉川の遊歩道や、宮沢バス停付近の大きな椿の木
- 3 困ったときに思い出してもらえる存在になれるよう、いろいろなサロンに参加して顔を覚えてもらおうと思っています

三ツ境



相澤 徳江

成田 牧子

野境道路のツツジ

- 1 朝の連ドラを夕食時にゆっくりみることや、17歳を過ぎた愛犬と過ごす時間です
- 2 緑が多くのどかで、富士山が見えるところ
- 3 一人暮らし高齢者の多いことに驚き、自分も地域の方々に支えられていると改めて気づき感謝しています

阿久和北部



岩永 徹

構 麻衣子

最上 京子

長屋門公園のこいのぼり

- 1 スポーツ観戦やカラオケ、寝る前のポーツとする時間
- 2 緑が多く、子育てしやすく静かなところ、代表は長屋門公園
- 3 先輩のみなさんが、生き生きと活動されている姿に感心

阿久和南部



奥村 直美

本田 美恵

泉区との境から見た新幹線と富士山

- 1 長生きしてコーヒーを淹れること
- 2 横浜らしくなく、富士山をいつでも見れるところ
- 3 責任ある役職で、日常の何気ない繋がり大切さです



私たちが新任の民生委員・児童委員です



区連会 6月説明資料
令和 8年 6月 18日
地域振興課

自治会町内会長 各位

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会発行
「瀬谷区スポーツ推進委員だより第37号」の発行について

向暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より瀬谷区政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会の広報誌である「瀬谷区スポーツ推進委員だより第37号」を発行いたしましたので、配布させていただきます。

ついては、貴自治会町内会において、各役員・各種団体等の皆様に御一読いただきますよう5部送付させていただきます。なお、ご希望の自治会町内会については、ご希望の部数をお送りさせていただきます。

送付物

- ・瀬谷区スポーツ推進委員だより第37号

(担当)

瀬谷区地域振興課区民協働推進係

佐藤、高岡

電話:045-367-5694/FAX:045-367-4423

瀬谷区 マラソン大会

＼ 走路員の感想 / 2026.2.15

お天気に恵まれた2月15日、瀬谷区マラソン大会に走路員として参加しました。2027年春開催の横浜グリーンエキスポの工事に伴い、今年には大幅にコースの変更があり大会関係者もランナーも少々の緊張感ある中、さらに私は初めての走路員を担当。ランナー、通行者の方々への的確な声掛けが出来るか不安もありました。



しかし、レースが始まり子供から大人までさまざまな種目でそれぞれの熱量で挑むランナーの姿を見ていると自然と責任感が湧いてきていることに気づきました。

また、開催にあたり通行止めなどの協力、理解をいただいている地域の方や応援に駆けつけている方々の安全な誘導の大切さや責任もこの大会を通して学ぶことができました。今回の貴重な経験をこれからの活動に役立てていきたいと思えます。(相沢地区 山本)

2026.2.22

12地区交流会

2月22日、ニッ橋公園と区役所会議室で地区交流会が開かれました。午前中はさわやかスポーツ体験会でしっかり体を動かし、午後は体験内容ごとのグループに分かれて、飲み物やお菓子をつまみつつ、気軽に感想を語り合いました。各地区の紹介タイムでは、パワポで分かりやすくまとめてきた地区や、トークで会場を笑わせる地区もあって、とてもにぎやか。私自身2回目の参加でしたが、紹介の工夫が前回より進化していて、「次回はうちの地区も負けられないな」と感じました。(瀬谷北部地区 岩崎)



2026

ワールドトライアスロンシリーズ 横浜大会

大会の沿道警備に参加しました。今年には瀬谷区の担当が赤レンガ倉庫エリアから国際大通り(カップヌードルミュージアム前)エリアに変更になりました。朝6時50分からパラトライアスロン競技がスタート。エリート女子(10時15分)、エリート男子(13時)と行われ、瀬谷区の担当はバイク競技コースでした。バイクはエリート女子・男子共1周3.87Kmコースを10周40Kmに設定されていました。トップ争いの女子では1周平均6分程度、男子では1周5分程度で走行しており世界のトップ選手のレベルの高さを間近で見られ、感動しました。今年には天候にも恵まれ、有意義な警備日和となりました。(瀬谷第二地区 近藤)



2026.5.16

Let's SPORT! VOL.37

瀬谷区スポーツ推進委員だより

発行日：令和8年6月18日 発行：瀬谷区スポーツ推進委員連絡協議会広報部 事務局：瀬谷区地域振興課 Tel 045-367-5694

気軽に楽しめる / ★ ++ ☆ ◆

インクルーシブスポーツ

のご紹介



瀬谷区スポーツ推進委員では、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるスポーツ(インクルーシブスポーツ)の普及に取り組んでいます。今回は、「ペタンク」「輪投げ」「ピックルボール」を紹介します。どの種目も、楽しみながら健康づくりや仲間づくりにつながるスポーツです。

ペタンク — petanque —



ペタンクは、フランス発祥の『土の上のカーリング』とも呼ばれる、金属製のボールを使った球技です。地面に描いたサークルから目標球(ビュット)に向けてボール(金属ボール)を投げ合い、より近づけたチームが得点するスポーツです。2月22日、12地区交流研修会にて実際に体験、試合をしました。年齢や体力に関わらず楽しめるスポーツだと思いました。機会がありましたら、ぜひ！皆さんにも体験していただきたいです。(宮沢地区 石井)



輪投げ — wanage —



「輪投げ」と聞くと、子供のころや縁日を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。実は公式ルールがあり、支柱に入った輪の数字を合計して得点を競います。さらに一列そろってボーナス点が加点される奥深い競技です。当日は私たちも白熱した戦いを繰り広げました。体力に左右されにくく、どなたでも気軽に楽しめるのも魅力です。今後、体験の機会も予定していますので、ぜひご参加ください。(瀬谷北部地区 河西)



ピックルボール — pickle ball —



ピックルボールはガットが無く、短いテニスラケットの様なパドルと穴あきボールをネットを挟んで打ち合う競技で、バドミントンサイズのコートを使いダブルスまたはシングルスで対戦します。初心者でもラリーが続きやすく年齢を問わず楽しめる、人気急上昇中のスポーツです。(三ツ境地区 小林)



ペタンク、輪投げなど 一部物品の貸し出しについて

瀬谷スポーツセンター TEL: 045-302-3301 FAX: 045-301-9442

- ※ 貸出し状況や瀬谷スポーツセンター休館日など対応できない日もございます。事前に瀬谷スポーツセンターへお問い合わせください。
- ※ ピックルボールの貸し出しは行っておりません。

令和7年度 横浜市スポーツ推進委員永年勤続者表彰



令和7年度に表彰された
瀬谷区
スポーツ推進委員の
皆さん
<敬称略>

【15年表彰】

三ツ境地区 三浦 淳 三ツ境地区 野田 武志 瀬谷第二地区 近藤 芳万
相沢地区 神田 勝 相沢地区 齋藤 秀一

【10年表彰】

阿久和南部地区 乗田 花江

編集後記


横浜グリーンエキスポという大きなイベントを控え、瀬谷区全体が明るい期待に包まれていると感じています。私たちスポーツ推進委員も、この機会に多くの皆さまにさまざまなスポーツイベントへ参加していただき、「緑豊かでスポーツの盛んな健康の町・瀬谷区」を全国に発信し、瀬谷区のイメージ向上につなげていきたいと考えています。(阿久和南部地区 平山)

各地区活動紹介




1 阿久和北部地区

3月に開催した北連ウォーク大会では子ども自然公園に到着後、モルックとオリエンテーリングを楽しんでいただきました。モルックは毎月第4土曜日に向原第2公園で体験できます。お気軽にお立ち寄りください。今後の予定は10月4日に北連レクリエーション大会を向原第2公園と猪窪多目的広場で開催します。ご参加お待ちしております。




2 阿久和南部地区

阿久和南部地区では、スポーツ推進委員13人で活動しています。今年度も阿久和地区センターで、カーリングの室内版スポーツ「カローリング」を開催中です。冬季オリンピックの影響もあって毎日にぎやかで、ルールも簡単なので、お一人でも気軽に参加できます。




3 三ツ境地区

地域のつながりを大切にしながら、誰もが気軽に参加できるスポーツ推進活動を展開しています。子どもから大人まで楽しめる場づくりを通じて、健康づくりと交流を育みます。2025年度は「地区レクリエーション大会」、「秋と新春の子供レク大会」、「グラウンドゴルフ大会」を実施しました。自分達も楽しみながら活動しています。




4 瀬谷第一地区

3月7日、瀬谷第一地区にて健康づくりと交流を目的とした「ウォーク&モルック」を開催。春の気配を感じながらのウォーキングに加え、後半は北欧スポーツ「モルック」を体験。多世代が一緒になって木を倒す一投に一喜一憂し、爽やかな汗を流しながら地域の絆を深める充実した一日となりました。次回もぜひご参加ください！




5 本郷地区

2017年より、紙ひこき大会を開催してきました。大門小学校体育館にて小学生、未就学児、父兄と紙ひこきを折り飛ばしています。どう折ったら飛ぶか考える場としており、一昨年は不登校の児童が参加し、父兄また学校から喜びの声もいただきました。今年は100名参加を目指し開催致します。




6 瀬谷北部地区

青少年指導員と協力し、ここ数年恒例となっている合同スポーツ体験会(小学生向けの野球・サッカー・バスケ・剣道の交流会)を4月19日に実施しました。また、北部地区では夏祭りを開催していない町内会もあるため、各町内自治会会長や青少年指導員と連合で夏祭りの計画を進める予定です。もちろん、レクリエーション大会の企画も担当します。




7 瀬谷第二地区

9月21日、快晴のなか第4回モルック大会を開催！全20チームが3試合ずつ熱いバトルを展開。みんなの笑顔と真剣な表情が最高でした！猛暑だったので、休憩タイムのかき氷も大盛況。応援の人たちと一緒にワイワイ盛り上がり、地域の絆がグッと深まる最高に楽しい1日になりました。




8 細谷戸地区

皆様、こんにちは、令和8年度の細谷戸地区の活動紹介です。委員は4名です。スポ推の研修部会担当金子、地域の社協担当中さん、青少年指導員との協力担当芹澤さん、さわやかスポーツ担当金子です。ただいま、鈴木会長は充電中。地区の皆様と楽しんで、そして委員4名と一緒に活動してまいります。横浜グリーンエクスポの開催地の地区です。皆様、必ず一度は見に来てくださいね。お花たちが待ってま〜す。



9 瀬谷第四地区

第四地区では秋のレクリエーション大会は年間を通じて最も大きなイベントです。地区ごとに色分けを行い対戦形式の競技や、どなたでも気軽に楽しめる種目を毎年企画しています。笑顔あふれる地域にしていこう、健康づくりの推進と交流が深まる環境づくりをお手伝いしていきます。



10 南瀬谷地区

コロナ禍以降、各種イベントの開催が困難となった南瀬谷地区ですが、これらに代わり、「南瀬谷ふれあいフェス」や、「みなみせや福祉フェス」などが生まれました。これらは時代のニーズに合った地域行事の見直しという観点から、より多くの住民が気軽にまちの活動に参加・交流できる場を設けようと創生されたものです。スポーツ推進委員も、これらの活動に寄り添い、地域運営に尽力しております。




11 宮沢地区

宮沢地区のスポーツ推進委員も早いもので、2年目となりました。定例会では、試行錯誤しながら、気軽に参加し、楽しめるスポーツを検討しています。2月22日、12地区交流研修会では、輪投げ、モルック(フィンランド発祥)やペタング(フランス発祥)のスポーツを体験しました。参考にし、次のイベントなどに計画中です。



12 相沢地区

今年度も「スポーツサンデー」、「さわやかスポーツ体験」、「大運動会」など、地域に密着した行事を実施予定です。瀬谷小学校の体育館建替に伴って昨年末から休止していたさわやかスポーツの活動である毎週土曜日の「ソフトバレーボール」についても、今年度からは新たな体育館で再開の運びとなりました。昨年度から加わった仲間とともに、引き続き、大いに楽しみつつ地域への貢献ができればと考えております！



よこはま安心ボックス設置支援事業をスタートします！

ネット通販の普及等に伴い宅配需要が増加する中、対面での荷物の受け取りへの不安や、盗難等のリスクが生じています。

このような状況を踏まえ、横浜市では、宅配ボックスの設置費用を補助する「よこはま安心ボックス」設置支援事業を実施します。

市民の皆様が安心して荷物を受け取れる環境づくりを進めるとともに、再配達の減少による環境負荷の低減にもつなげます。

1 概要

(1) 事業内容

横浜市が購入費用の一部を負担することで、宅配ボックスを市場価格の概ね半額程度で購入できるよう支援します。

(2) 対象

次の2つの要件を満たす場合

- ・申込者は横浜市内にお住まいの方であること
- ・申込者ご本人の住所と宅配ボックスの設置先住所が同一の場合（事業所等は対象外）

(3) 申込方法

WEB（特設サイト）、電話、郵送、FAX
※申込先・お問い合わせ方法は裏面をご覧ください

(4) 申込開始日時

6月29日（月）9時～ ※予算上限に達し次第受付終了

2 宅配ボックスの種類

住居形態等に応じて「3つのタイプ」から選択可能です。

A シンプルタイプ



折り畳み式でコンパクトタイプ

参考市場価格：約3,800円

自己負担額 **1,800円**

折り畳み可能 / 防水加工 / 60L大容量

B ベーシックタイプ



常設型で、複数回荷物を受け取れるタイプ

参考市場価格：約28,000円

自己負担額 **10,000円**

上扉から複数回投函可能 / 4桁ダイヤルキー（ゼロリターンキー）

C ベーシック+タイプ



参考市場価格：約42,000円

自己負担額 **20,000円**

ポスト一体型 / パスコード解錠

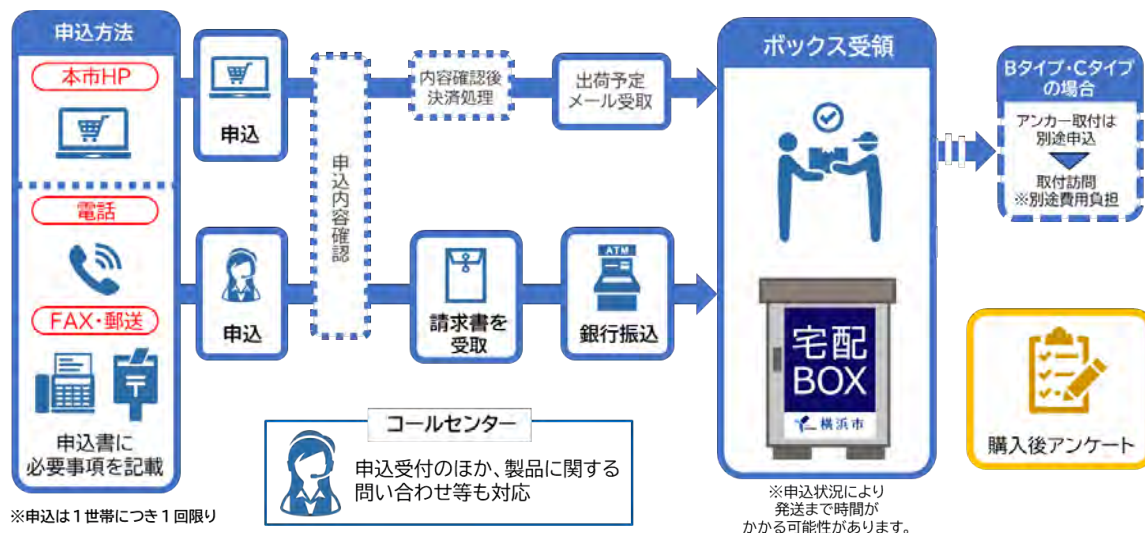
裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

3 申込方法



4 申込先・お問い合わせ方法

本市HP 市ホームページに「よこはま安心ボックス」特設サイトを設置しています。6月29日（月）9時に申込ページへのリンクを掲載します。

お電話 よこはま安心ボックス コールセンター
☎ 045-550-5130 平日9:00~17:30

FAX・郵送 区役所に配架、市HPに掲載するチラシをご覧ください。



※本日からコールセンターにて事前相談も受け付けます。

「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」について

本事業は、「横浜市防犯のまちづくり推進プラン」におけるビジョン3（誰もが防犯対策の主役となるまち）の重点取組に位置づけられています。



◀ 横浜市防犯のまちづくり推進プラン

お問合せ先

地域防犯支援課長 佐藤 Tel 045-671-2601



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷